



Title	集合債権譲渡担保における第三債務者の地位に関する類型的考察（2・完）
Author(s)	四ツ谷, 有喜; YOTSUYA, Yuki
Citation	北大法学論集, 49(6), 77-121
Issue Date	1999-03-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15804
Type	departmental bulletin paper
File Information	49(6)_p77-121.pdf



集合債権譲渡担保における第三債務者の地位に関する 類型的考察（二・完）

四ツ谷 有喜

はじめに

第一章 集合債権譲渡担保概観

第一節 集合債権譲渡担保の現状

第二節 債権流動化との関係

1. 特償法について

2. 債権譲渡特例法について

第二章 アメリカにおける債権譲渡制度

第一節 UCC第九編制定の目的及び背景

第二節

UCC第九編における債権譲渡担保制度概観

1. 譲受人と第三者との関係

2. 譲受人とアカウント債務者との関係

第三節

譲受人の請求に対するアカウント債務者の対抗

1. *Hirstone* 判決

2. *affirmative claim* に関する *Gilmore* の見解

3. アカウント債務者からの請求を認めた裁判例

4. 譲受人へのアカウント債務者からの請求を認めなかった事例

5. 裁判例の動向に対する評価とUCC九—三—一八条一項一号の意味

第四節

小括—アメリカにおける債権譲渡制度の日本法への示唆

1. 債権譲渡担保契約締結の簡便性—対第三者対抗要件の具備方法及び対象債権の特定方法の簡易化

2. 集合債権譲渡担保とアカウント債務者との関係—その一 譲渡禁止特約の効力

3. 集合債権譲渡担保とアカウント債務者との関係—その二 アカウント債務者の保護

4. アカウント債務者の弁済に対する救済

5. 集合債権譲渡担保の制度設計のあり方—類型的考察の必要性

第三章 譲渡債権発生原因別にみる集合債権譲渡担保

第一節

譲渡債権発生原因が継続的売買契約である場合

1. 売掛金債権の担保化における実状と債権譲渡通知との関係

2. 売掛金債権の集合債権譲渡担保と破産法上の否認権との関係

3. 譲渡人債務不履行の場合の第三債務者からの抗弁の主張

4. 実態との関係のみた売掛債権の集合債権譲渡担保

5. 譲渡禁止特約との関係

第二節

譲渡債権発生原因がリース契約及びクレジット契約である場合

(以上、四九卷五号)

1. 特債法に関する議論とリース債権及びクレジット債権をめぐる状況

2. リース債権を譲渡目的債権とした場合の第三債務者

3. クレジット債権を譲渡目的債権とした場合の第三債務者

第三節 譲渡債権発生原因が診療契約である場合

第四節 譲渡債権発生原因が不動産賃貸借契約である場合

第五節 小括―各類型毎の特徴と各類型相互間の関係

第四章 おわりに―まとめと今後の課題

（以上、本号）

第二章 譲渡債権発生原因別にみる集合債権譲渡

担保

第一節 譲渡債権発生原因が継続的売買契約である場合

1. 売掛金債権の担保化における実状と債権譲渡通知との関係
民法四六七条について、通知の同時到達ということがしばしば問題となるが、その背景には第三債務者への譲渡の通知が譲渡時にはされず、譲渡人危機時期になって初めて、譲受人が譲渡人の代理人として第三債務者に対して債権譲渡を通知するという実務上の取扱いが存在することは第一章概説の部分で述べたとおりである。そして、譲渡通知をめぐるこのような取扱いは、集合債権譲渡一般について行われているのではなく、本節

で取扱う継続的売買契約に基づく債権の譲渡担保という類型において最も多く行われているというのが実際である。なぜなら、この類型においては、第三債務者が譲渡人の取引先であって、このような第三債務者に対して当該売掛金債権に対する譲渡担保権設定を即座に通知することによって、第三債務者が譲渡人の信用に不安を抱き、当該売掛債権発生²⁰⁸の基礎である売買契約自体が縮減又は解除される可能性が存在し、かつ、第三債務者が譲渡人の主たる取引先である場合には、譲渡人の破産をも招来する可能性も存在するからである。実際この類型においては、譲受人Ⅱ商社、譲渡人Ⅱ問屋、第三債務者Ⅱ大手スーパー等、という関係が多くみられ、第三債務者が譲渡人の大口取引先であって、譲渡人と第三債務者との経済的力関係が平等であると

は言い難いことから、譲渡人―第三債務者の契約関係の主導権を第三債務者側が握っている場合が多く、右に示したような傾向が強いといえよう。このことは、例えば本章第四節で触れる診療報酬債権を集合債権譲渡担保に供する場合には、第三債務者が診療報酬支払基金であることから、譲渡通知によって第三債務者が譲渡人の信用に不安を抱く可能性を観念し得ないということと比較すればより明確となる。

この点で、先に示したUCC第九編における對抗要件具備方法である貸付証書の登録においては、第三者對抗要件具備によってアカウント債務者が譲渡人の信用に不安を抱くということが考えにくく、譲受人とつては譲渡時の對抗要件具備への障害が少なくといえるのであり、また、容易に對抗要件を具備し得ることから実際にも譲渡時に對抗要件が具備されるのであり、右に示した我国における譲渡債権をめぐる優劣の混乱という問題が生じる可能性は少ないといえよう。他方今後この類型における集合債権譲渡担保及び債権流動化に際して適用されると思われる債権譲渡特例法は、立法過程において各国の制度を検討した上で、對抗要件についてUCC第九編と類似する債権譲渡登記を採用していることから(第一章第二節参照)、譲渡人と

第三債務者との関係が對抗要件具備の障害となるという問題は

解消されていくように思われる。

なお、第三者對抗要件具備方法としては、以上に示した譲渡通知による對抗要件具備のほか譲渡担保設定と同時にまた譲渡予約完結権行使の時に、第三債務者から当該債権譲渡についての異議なき承諾を取得する形態も考え得る。⁽²¹⁰⁾しかし例えば、第二章で触れた専門商社及びメーカー等に対するアンケート調査によれば、売掛債権を目的債権とする集合債権譲渡担保の際に第三債務者の承諾印を取得したのは三八社中わずか二社⁽²¹¹⁾であり、また、第三債務者の承諾を得るためには譲渡人から第三債務者への何らかの働きかけが必要であり、やはり通知よりも手間がかかるといえ実際のな方法であるとはいい難いことから、本節の検討対象である類型における對抗要件具備方法は通知によるのが一般的であるといえよう。従って、本節においては主に第三債務者に対する譲渡通知による第三者對抗要件具備を中心に議論を進めることとする。

2. 売掛金債権の集合債権譲渡担保と破産法上の否認権との関係

これまで述べたとおり、集合債権譲渡担保に際して譲渡人危機時期まで第三債務者への通知が留保されることはこの類型に

顕著な現象であるが、このような通知は譲渡人破産の場合破産法七四条一項によって否認される可能性がある。すなわち破産法七四条一項本文の規定するところによれば、「支払停止または破産申立て後の對抗要件具備行為であつて原因行為から一五日を経過してなされたものは、受益者が支払停止または破産申立てについて悪意であれば、否認の対象となる⁽²²⁾」。このように規定される趣旨は、「原因行為から一五日を経過しない間に対抗要件を備えることを要求し、その期間を超えた場合には、一般債権者の信頼を裏切る秘密取引として、たとえ原因行為が有効である時にも、その行為の効力を管財人に対抗できない」としたものである。この破産法七四条一項にいう「一五日」の起算点がどの時点であるかについては最判昭和四八年四月六日民集二七卷三号二八三頁（以下「最高裁判昭和四八年判決」とする）が、「一五日の期間は、当事者間における権利移転の効果を生じた日から起算すべきものであつて、権利移転の原因たる行為がなされた日から一五日を経過したのちであつても、権利移転の日から一五日以内に、對抗要件を具備する行為がなされた場合には、右規定（Ⅱ破産法七四条一項）に基づいてこれを否認することはできないものと解するのが相当である」と判示している⁽²⁴⁾。

右に示した破産法七四条一項に関する判例の動向を受けて、売掛債権の集合債権譲渡担保の実務においては同条の適用を回避して集合債権譲渡担保の確実性を高める意図で「予約完結型」が広く用いられるようになった。この「予約完結型」とは、集合債権譲渡担保設定時における譲渡人—譲受人間の契約を「債権譲渡予約」とし、被担保債務について期限の利益の喪失事由が生じるなど一定の場合に予約完結権を譲受人が行使してその時点で債権譲渡の効力を生じさせるといふものである⁽²⁵⁾。具体的例をあげればまず、当該集合債権譲渡担保契約における担保目的債権の第三債務者の数と同数の債権譲渡通知書及び通知人から譲渡人へ交付し（この債権譲渡通知書は債権額及び譲渡日時が空欄になっている）、次に、譲渡人の手形あるいは小切手の不渡や、破産、和議、会社整理又は会社更生手続の申立等を通知書及び委任状の空欄補充事由として、譲受人がこの一部白紙の債権譲渡通知書及び委任状に必要事項を補充し、第三債務者に対して譲渡を通知するのである⁽²⁶⁾。

このような実務上の運用に対しては、「当事者間で債権の譲渡の効力を生じさせるといっても、概括的に予定された譲渡債権の範囲はすでに確定し、担保に組入れる債権を特定する債権

者の行為が留保されているに過ぎ(ない)。・・・隠れた担保を危機にいたって顕在化させる行為を念頭においた否認類型とすべき對抗要件否認の法意がまさにあてはまるべき形態である。そこで、このような隠匿された担保権設定の場合は、やはり事前の包括的債権譲渡の予約と第三債務者への通知の間隔が一五日以上であれば足りると解すべきであろう」との批判がある。⁽²¹⁸⁾

このように予約完結型については批判が大きいことから、今後、譲受人は債権譲渡特例法上の債権譲渡登記によって第三者對抗要件を具備することになるであろう。ただ、先に触れた実務に対する批判は、実務においてなぜ予約完結型が用いられるようになったのかということに対する検討をせずにこれを批判しているように思われる。先に述べたとおり、譲受人は譲渡人の一般債権者に対して、譲渡人の責任財産を偽るために集合債権譲渡担保の對抗要件具備を留保するのではない。この類型に特殊な第三債務者と譲渡人との関係から對抗要件が具備できず、かつ、これまではその他の對抗要件具備方法も用意されていなかったということにも配慮すべきではないかと考える。

3. 譲渡人債務不履行の場合の第三債務者からの抗弁の主張

売掛債権の集合債権譲渡担保の場面においては、譲受人の請求に対して第三債務者が抗弁を主張する場合があり得る。例えば、譲渡人が目的物を引渡さなかった場合や、目的物に隠れた瑕疵があつたために買主である第三債務者が当該売買契約を解除するといった場合である。また、前章で触れた K Mart Corp. 判決における譲渡人とアカウント債務者との契約のように、継続的売買契約においてある回における譲渡人の不完全履行によって発生した第三債務者の代金返還請求権と、次回の物品供給に基づく譲渡人から第三債務者への代金債権とが相殺されるような場合もその典型例のうちの一つであるといえよう。

第三債務者の譲受人に対する抗弁の主張に関する日本民法の規定は、民法四六八条である。同条第一項は、「債務者カ異議ヲ留メスシテ前条ノ承諾ヲ為シタルトキハ譲渡人ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシ事由アルモ之ヲ以テ譲受人ニ對抗スルコトヲ得ス但債務者カ其債務ヲ消滅セシムル為メ譲渡人ニ払渡シタルモノアルトキハ之ヲ取返シ又譲渡人ニ対シテ負担シタル債務アルトキハ之ヲ成立セサルモノト看做スコトヲ妨ケス」と規定し、同条第二項は「譲渡人カ譲渡ノ通知ヲ為シタルニ止マルトキハ債務者ハ其通知ヲ受クルマテニ譲渡人ニ対シテ生シタル事由ヲ以テ譲受人ニ對抗スルコトヲ得」と規定している。

そこで譲渡人から第三債務者への通知によって対抗要件が具備された場合について見てみる。この場合、民法四六八条二項が存在することから、第三債務者が譲受人に対して主張し得るのは通知以前に譲渡人に対して生じた事由であつて、これを文言どおりに解すると、第三債務者が譲受人に対して主張し得る抗弁の範囲がUCC第九編にいうアカウント債務者のそれと比較して狭くなることは、前章小括の部分で示したとおりである。しかし、民法四六八条の規定が存在するにも拘らず、「通知ヲ受クルマテニ譲渡人ニ対シテ生シタル事由」という文言の解釈いかんによつては、結論をUCC第九編の第三債務者保護規定に従つた場合のそれに近づけることができるといえよう。その一例として、売掛金債権ではないが、請負報酬債権の譲渡（従つて集合債権譲渡ではなく単一の債権が譲渡された事案である）に関する東京高判昭和五九年九月二八日判時一一三三二二二頁がある。事案は次の通りである。請負代金債権が譲受人に譲渡され、通知について譲渡人から代理権を授与された譲受人が譲渡人の代理人として第三債務者に債権譲渡を通知し、この通知が第三債務者に到達した後、請負人（＝譲渡人）側の事情により工事の進行が確定的に中断したために、注文者（＝第三債務者）が当該請負契約を解除した。にもかかわらず、譲受人が

第三債務者に対して譲渡を受けた請負代金債権の支払を求めたというものである。裁判所は、「（民法四六八条二項は）債務者の関与なくしてされた債権譲渡により債務者を不利な地位に陥れるべきではないとの法理により定められたものであるから、債権譲渡の通知のときに譲渡人に対する抗弁事由が現実に発生していることを必ずしも要求するものではなく、その事由発生の基礎が通知の時に存在すれば足りると解すべき（傍点筆者）」であるとし、建築請負契約の特殊性に触れ、請負報酬債権は当該契約締結と同時に発生するが、その支払義務は仕事の完成ないし引渡によつて到来するものであるから、注文者である第三債務者の残代金支払拒絶権が現実には債権譲渡通知後に発生したものであつても、第三債務者はこれを譲受人に対抗し得るものと解すべきであるとした。

次に、民法四六六条一項の異議なき承諾については以下の二つの裁判例が存在する。一つ目は、右に示した第三債務者への通知による対抗要件具備の裁判例と同様、請負代金債権が譲渡された事案に関する最判昭和四二年一〇月二七日民集二一卷八号二二六一頁である。事案は、建築請負代金債権のうち完成引渡時に支払われる金額の一部が譲渡され、注文者（＝第三債務者）が異議を留めない承諾をしていた。その後、請負人（＝譲

渡人)が途中で工事を中止し、工事が未完成となったため注文者が契約を解除したが、それにもかかわらず、譲受人が注文者に対して請負代金債権の支払を求めたというものである。このような事案において裁判所は、「請負契約は、報酬の支払いと仕事の完成とが対価関係に立つ諾成、双務契約であつて、請負人の有する報酬請求権はその仕事完成引渡と同時に履行の関係に立ち、かつ仕事完成義務の不履行を事由とする請負契約の解除により消滅するものであるから、右報酬債権が第三者に譲渡され対抗要件をそなえた後に請負人の仕事完成義務不履行が生じこれに基づき請負契約が解除された場合においても、右債権譲渡前すでに反対給付義務が発生している以上、債権譲渡時すでに契約解除を生ずるに至るべき原因が存在していたものといふべきである。従つて、このような場合には、債務者は、右債権譲渡について異議をとどめない承諾をすれば、右契約解除をもつて報酬請求権の譲受人に対抗することができないが、しかし、債務者が異議を留めない承諾をしても、譲受人において右債権が未完成仕事部分に関する請負報酬請求権であることを知つていた場合には債務者は、譲受人に契約解除をもつて対抗することができると解すべきである。ただし、民法四六八条一項本文が指名債権の譲渡につき債務者の異議をとどめない承諾に

抗弁喪失の効果をみとめているのは、債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が附与した法律上の効果と解すべきであつて、悪意の譲受人に対してはこのような保護を与えることを要しないといふべきだからである」と判示している。もう一つは、売買代金債権の譲渡について同様の趣旨を示す東京高判昭和六三年三月三〇日判時一二七号一二十七頁である。事案は、自動車の所有権留保付売買の売買代金債権が譲渡され第三債務者によつてこの譲渡に対し異議なき承諾がされたというものであり、譲渡人が自動車販売会社、第三債務者が自動車の購入者、譲受人が自動車の販売元という事案であつた。裁判所は、右に示した最判昭和四二年一〇月二七日民集二一卷八号二一六一頁を引用した上で、譲受人は、将来譲渡人に自動車の所有権移転義務につき債務不履行があれば売買契約が解除され賦払金債権も消滅するという牽連関係の存在、すなわち契約解除を生ずるに至るべき原因の存在を知つていたものといふべきであつて、第三債務者は、譲受人に対し本件売買契約の解除をもつて対抗することができるといふべきである、と判示した。

これらの裁判例に従えば、通知または承諾以前に「契約解除発生的基础」が存在し、他方で現実の解除事由はその後に生ず

るとした場合があり、このような場合に第三債務者へ譲渡の通知がなされた時には「契約解除発生の基礎」が通知時に存在していたのであれば、現実の解除事由が通知の前に生じたものであるか否かを問わず、第三債務者が解除を譲受人に対抗することができ、他方、第三者對抗要件具備のために第三債務者から異議なき承諾を受けている場合であっても、右のような場合には、第三債務者による譲渡の承諾時、譲受人が当該譲渡債権発生原因である契約の「契約解除発生の基礎」が存在することに於いて悪意であったことを理由として、第三債務者は譲受人からの支払請求に対抗することができるといえる。そして、このように解する裁判例のいずれにおいても、譲受人の内心について、当該譲渡債権を巡る具体的事情を譲受人が知っていたかどうかを判断基準とするのではなく、単に譲受人が譲渡債権発生の基本契約の性質を知っているか否かを問題とし、譲受人がこれを知っていたら当該基本契約の性質から譲渡の通知時あるいは承諾時に抗弁事由発生の基礎が存在していることについて譲受人が悪意であったと判断しているように思われる。

このような問題点について、UCC第九編に従って処理した場合には、アカウント債務者に通知がなされた場合であっても、UCC九一三二八条一項a号により通知の前後を問わず基本契

約から生じた抗弁をアカウント債務者から譲受人に主張しうることは明確であり、「契約解除発生の基礎の存在」ということを観念せずに右に示した我国における裁判例と同様の結論を導き出すことができる。他方で、異議なき承諾との関係でいえば、アカウント債務者への通知に第三者對抗要件具備方法という役割を担わせていないUCC第九編には、日本民法四六六条一項と同様の趣旨の規定は存在しないが、基本契約におけるアカウント債務者による抗弁放棄はアカウント債務者が消費者である場合を除いて有効であるとされ、右の我国における裁判例に見られるような、抗弁事由発生の基礎に対する譲受人の悪意を根拠として異議なき承諾の効果が否定され得る場合と比較すると、むしろアカウント債務者が譲受人に対して主張しうる抗弁範囲は狭いともい得る。⁽²¹⁹⁾

以上のことから、民法四六八条の文言にかかわらず抗弁事由発生の基礎が通知又は承諾以前に存在していたことを理由として、第三債務者が譲受人に主張しうる抗弁の範囲を広く捉えることができ、裁判例においても同様の傾向を読み取ることができ、民法四六八条の規定に拘わらず我国においてUCC九一三二八条と同様の解決を図ることも可能であって、むしろ第三債務者による譲渡の異議なき承諾の場面についてはU

CC九一三一八条に基づく第三債務者の抗弁主張範囲よりも広い範囲において第三債務者の抗弁を認め得るということになるといえよう。

4・実態との関係でみた売掛債権の集合債権譲渡担保

本節で検討対象としている類型、すなわち売掛債権を集合債権譲渡担保とする場合の実態関係について、譲渡人と第三債務者との関係及び譲渡人と譲受人との関係が双方ともに特徴的であると思われることから、この点についてここで述べることにする。

まず、第三債務者については次のようなことがいえる。継続的売買契約に基づく売掛債権の集合債権譲渡担保の場合、第三債務者は、譲渡人にとって大口取引先であって、具体的には大手スーパー等の大規模な会社である場合が少なくないことはこれまで述べてきたとおりである。この点を第三債務者が個人である場合と比較すると、継続的売買契約に基づく売掛債権の集合債権譲渡担保は、第三債務者の倒産のリスクが少なく、かつ個々の売買契約から生じる売掛債権の額が比較的大きいといえる。実態に即してさらに詳細に述べれば、第三債務者が譲渡人の大口取引先であることから、第三債務者の数自体が少なく、譲渡

担保契約締結時においてその特定が容易で、個々の担保目的債権も比較的大口であり、第三債務者の倒産のリスクが他の類型と比較して少なく、かつ譲渡人と第三債務者との関係が密接であることから、譲渡人倒産の場合を除いて基本契約が解除される可能性が少ないといえる。これらのことから、売掛債権は譲受人にとっては担保目的債権として非常に有用なものであると評価し得るのである。

次に、譲受人である担保権者については、大きく分けて譲渡人に対する金融を目的とする者（銀行のみならず広く金融を業とする者を含む）と譲渡人への物品供給者（商社及び問屋等）の二つに分類することができる。このことは、以下に示す売掛金が集合債権譲渡担保に供された事例に関する裁判例からも窺い知ることができる。

第一に、譲渡人に対する金融を目的とする場合の担保権者は、更に、銀行等が正常業務の範囲内において担保を取得する場合と、いわゆる街の金融業者が譲渡人の資産を総ざらえ的に担保として取得するための一段として集合債権譲渡担保を利用している場合の二つに分けることができ、いずれの場合も貸金は債務者の事業運転資金である場合が大部分である。前者については判例上現れているものは少ないが、例として、債権担保を目

的として、向こう一年内に債務者について発生することあるべき売掛金債権その他一切を譲渡担保の趣旨で銀行が譲り受けたという事案に対する福岡高判昭和三九年一月一六日判時四〇四号三五頁をあげることができ、後者の例としては、前掲東京高判昭和五七年七月一五日判タ四七九号九七頁をあげることができる。⁽²²⁾

第二に、担保権者が譲渡人への物品供給者の場合に目を転じてみると、このうち商社の実務について、銀行と比較して不動産担保を債権保全の為に取得するケースが少なく、かつ昨今のバブル崩壊に伴う不動産価値の下落も影響し、集合債権譲渡担保を取得するケースが増えてきていると言われている。⁽²³⁾ これらの担保権者について特徴的なことは、被担保債権も売掛債権であるという点である。具体的には例えば、担保権者Ⅱ商社、担保権設定者Ⅱ問屋、第三債務者Ⅱ大手スーパー等であり、被担保債権の目的物が担保債権の目的物と同一である場合が多く、このような場合には、集合債権譲渡担保が譲渡人Ⅰ第三債務者間の売買契約の目的物に関する集合動産譲渡担保と抱合わせて行われるということも考えられ、また、目的物に対する動産売買先取特権の物上代位と、集合債権譲渡担保が当事者を同じくしつつ競合するという可能性もある。⁽²⁴⁾ なお、このよう

商社実務においては、売掛債権を集合債権譲渡担保として取得することは、緊急時に限られることなく、平常時においても行われることがある。例えば、ある実務においては第一に主として債務者が小規模の販売業者であって、第二に債務者に見るべき固定資産がなく売掛債権が資産の大部分を占めており、第三に債務者の債務のうち担保権者の債権シェアが三〇パーセント以上あり、第四に当該債務者と継続的に取引すること自体に問題はないが債権者の帳簿上過大与信であると思われる債務者について他に見るべき担保目的物がないときに、債務者の売掛債権を集合債権譲渡担保として取得している。⁽²⁵⁾

以上に示したような譲受人に関する実態から明らかであるのは、他の類型の場合と比較して被担保債権と譲渡債権との距離が近いということである。すなわち、担保権者が銀行等の金融機関である場合、被担保債権は譲渡人に対する貸付金であり、これは譲渡人の事業の運転資金であって、この貸付金を原資として基本契約の目的物である物品が購入された可能性が高いといえよう。また、担保権者が商社等の物品供給者である場合には、譲渡債権発生原因である基本契約の目的物である物品は、まさにこれら物品供給者によつて供給され、それによつて被担保債権が生じている場合が多いのである。

更に、以上述べたような実態から、本節で取扱っている類型においては、原則として当事者は全て商人であつて、集合債権譲渡担保促進に対する要請が強いと言うことを窺い知ることができよう。ここでUCC制定過程に目を向けてみれば、同様に集合債権譲渡担保等に対する要請が高まり、この要請に資することを目的としてUCC第九編が作られたのであり、この要請が産業界によるものであつたことは、既に前章において述べたところであつて、他方で、UCC制定の背景に則して言えばこの類型における商人は産業界に属する者であるといえる。また、売掛債権の集合債権譲渡担保に関する当事者すなわち譲渡人・譲受人・第三債務者となる者がすべて商人であることは、これらの当事者にある程度の互換性があり、集合債権譲渡担保を促進することによる不利益が特定の者に偏在する可能性が少ないことを示すといえることから、この類型においては、集合債権譲渡担保促進に対する要請に資することを目的として制度設計することも是認されると思われる。

5. 譲渡禁止特約との関係

譲渡人・第三債務者間の債権譲渡禁止特約について、UCC第九編がこれを一律無効としているのに対し、我国においては

民法四六六条二項で善意者に対してのみ対抗できなくなるとし、⁽²⁷¹⁾ており、異なつた規定となつてゐることは既に述べてきたとおりである。他方、継続的取引に基づく売掛債権の集合債権譲渡担保については、譲渡人と第三債務者で債権譲渡禁止特約が締結されている場合が多い。このことも、この類型に特徴的であることから、ここでこの類型における集合債権譲渡担保を中心⁽²⁷²⁾にこれと譲渡禁止特約との関係について検討することとする。

議論の前提として譲渡禁止特約について触れる。譲渡禁止特約については民法四六六条が、一項本文において「債権ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得」とし、二項において、「前項ノ規定ハ当事者カ反对ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セス但其意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」と規定して⁽²⁷³⁾いる。特約の効力については、おおむね物権の効力説と債権の効力説の二説が存在し、判例は物権の効力説に立っているとされる。⁽²⁷⁴⁾そして譲渡禁止特約の効力は、物権的効力説に立てば、「特約に違反して譲渡する債権者の義務違反を生ずるだけでなく、譲渡の効力を生じない」⁽²⁷⁵⁾のであり、また、民法四六六条二項及び判例から、譲渡禁止特約の存在につき善意無過失である第三者に対してのみ譲渡禁止特約を対抗することができない。⁽²⁷⁶⁾このように民法四六六条二項の第三者につき善意無過失が要求

されるのは、同条同項が「表見的なものの信頼を保護して取引の安全を図る制度」であるからである。⁽²⁰⁾ また、「債権証書に譲渡禁止の記載があること（預金通帳や定期預金証書にその例が多い）は、少なくとも「第三者の」過失を推定させる」と考えられてきた。⁽²¹⁾ 以上に述べたことから、譲渡禁止特約が締結されていることが通常であるような基本契約から生じた債権の譲渡は、不可能ということになる。なお、譲渡禁止特約は第三債務者が二重弁済の危険から逃れるための防禦策の役割を果すということは、前章のUCCに関する部分で述べたところである。

ところで、この類型における譲渡人と第三債務者との関係は先に示したとおりであり、第三債務者が譲渡人の大口取引先である場合が多く、例えば集合債権譲渡担保と否認権との関係の部分で触れた最高裁昭和四八年判決においては、譲渡人が染料の販売会社であり、第三債務者が鐘紡他三社であった。また東京地判昭和五五年三月三十一日の事案⁽²²⁾においては、譲渡人が小規模な食品加工販売業者であつて、第三債務者が大手スーパーのダイエーであり、また、先に触れた大阪地判昭和五六年一月三〇日判時一〇四八号一二八頁⁽²³⁾においては、譲渡人が紙製品の問屋であり、第三債務者がやはり大手スーパーの西友ストアとその各店舗であった。これらのことから明らかであるのは、

基本契約において譲渡人と第三債務者との関係が対等というよりはむしろ第三債務者が経済的に有利な立場に立っているということがある。このような場合、譲渡人の意思にかかわらず第三債務者に有利な譲渡禁止特約が締結される可能性が高く、譲渡人は第三債務者と契約を締結するために自己の債権を処分する権利を自己の意思にそぐわないにもかかわらず合意により制限しているということも考えられる。更に、現在の物品の流通に関しては、このような大手取引先と問屋という関係が存在し、かつ契約書式が定型化されていると考えられることから、譲渡禁止特約が譲渡人と第三債務者との間で締結されていることが取引通念上通常であるともいえるのであり、このように解すると、譲渡禁止特約について譲受人が悪意であるとされる可能性が高くなり、結果として売掛債権の担保化はこれに対する要請が非常に高く、かつその必要性も高いといえるにもかかわらず殆ど不可能となるか、たとえこれを担保化したとしても取り立ての段階で否定される可能性が高い不安定な担保としてしか利用できないという結果を生じる。

以上に述べたような背景を有する継続的売買契約に基づく売掛債権とこの債権の譲渡禁止特約との関係を評価するにあたって、銀行取引における譲渡禁止特約を制限的に解するべきであ

ると主張する米倉教授の見解が参考になると思われる。米倉教授はこのように主張する理由として、とりわけ金銭債権が有力な取引客体となっており、債権取引の自由・確実に対する需要が大きなものとなつていながらもかかわらず、債権譲渡禁止特約の効力を既存の見解のように強力なものとして承認することは望ましくないという点を上げてい⁽²³⁶⁾る。そして米倉教授の指摘から約二十年を経た今日、債権取引の自由・確実に対する要請は、集合債権譲渡担保及び債権の流動化という視点から見ても、更に高まりを見せているといえるのではないだろうか。また米倉教授は、譲渡禁止特約が締結される理由が必ずしも一様ではなく、特約の締結によつて追求されている利益について悪意者に対抗せしめるべきではない利益も存在することから、これを一様に譲渡禁止特約の存在につき悪意であるものに対抗し得ると解すべきではないという点も指摘している。⁽²³⁷⁾このような観点に立てば、売掛債権の譲渡禁止特約について、譲渡人—第三債務者間の売買契約はある種定型化された商人間の継続的取引であり、かつ第三債務者の債務は金銭債務であつて特に個性が追求されるものは少なく、従つて譲渡禁止によつて保護されるべき利益が希薄であるとも言い得る。また、譲渡人—第三債務者間の取引関係について、両者の経済的力関係の差異から第三債

務者に有利ともいえる譲渡禁止特約が締結されるという構図を読み取ることができる場合もある。他方で、被担保債権と譲渡債権との距離が近く、譲受人が物品供給者の場合には動産売買先取特権者としての地位を有している場合もあり、また、譲受人が金融機関である場合も、貸金債権が売掛債権の原資となつている可能性が高いことは先に述べたとおりである。以上のことを考慮すれば、まさに本節で取扱つている類型に関しては、譲渡禁止特約によつて保護されるであろう第三債務者の利益よりも、たとえ当該特約の存在について譲受人が悪意又は重過失であつても、これに対する譲受人の利益を保護すべきであると思われ、従つて、この類型においては譲渡禁止特約の効力を制限的に解するべきであると思われる。このように解した場合、結論は先に述べたUCC第九編の規定に従つた場合と近似する。しかし、民法は条文上UCCと同様の第三債務者保護規定を置いていないことから、第三債務者の保護が問題となるが、このことについては、先に述べたとおり第三債務者が主張し得る抗弁事由発生の基礎について柔軟に解釈することによつて第三債務者を保護し得るといえる。また、この類型において集合債権譲渡担保を巡る当事者についてはある程度の互換性があり、他方で売掛債権の譲渡担保化の要請が高いことから、第三債務者

の保護はこれで足りるとすべきであると思われる。

以上が譲渡債権発生原因が継続的売買契約である場合に関する特徴、問題点及びこれらを巡る状況に関する検討である。

第二節 譲渡債権発生原因がリース契約及びクレジット契約である場合

1. 特債法に関する議論とリース債権及びクレジット債権をめぐる状況

第二章で述べたとおり、リース債権及びクレジット債権は特債法の適用対象である。ところで、債権流動化の要請は、これらの債権に限ったものではない。にもかかわらず、他の債権に先んじてこれらの債権を原資とする流動化のための立法がなされた背景には、リース債権及びクレジット債権に特殊な状況が存在しており、それは概略以下のようなものである。

まず、リース債権について述べる。リース債権発生原因であるリース契約の基本的形態は、ファイナンスリースであると考えられる。⁽²³⁾ ファイナンス・リース契約の実態は、「ある機械の利用を必要とする者（以下、ユーザーという）が、その機械を購入する資金の調達ができない場合に、当該機械の販売業者（以下、サプライヤーという）と話し合い、これをリース業者に買い取っ

てもらい、その後リース業者から当該機械（以下、リース物件という）を借受け、その使用料として一定期間中、リース業者に、リース業者が支出したリース物件の購入代金相当額もしくはこれにほぼ等しい金額を、金融利益ならびに契約費用とともに支払う」というものである。⁽²³⁾ この時のリース物件、売主及び購入代金は、ユーザーが選択したものであることから、リース会社自体は金融を目的とする事業を営んでいるが、形式的にはリース会社が購入した物件をユーザーに対して賃貸するという形をとっており、リース料の支払は、ユーザーからリース会社への分割払いでなされる。⁽²⁴⁾ このような業務形態において、リース会社は当該リース物件購入のために常に十分な資金を保有しているわけではない。だが、リース会社は、多額のリース物件購入資金を必要とするのであり、リース会社は、金融機関から事業資金を調達することになる。⁽²⁴⁾ しかし、リース会社がこの資金調達に際して金融機関に対する担保目的物として十分なだけの不動産などの資産を保有しているということは少ない。なぜなら、リース会社の主要な資産はリース債権、リース物件及びリース契約上の賃貸人の地位などだからである。⁽²⁴⁾ 他方で銀行貸付について無担保で貸付が行われるという場合がないわけではないが、有担保貸付が銀行金融の体質そのものであると指摘さ

れていること⁽²⁶⁾から、リース会社に対しても銀行からの資金融資に対して担保提供が要求されると思われるが、他に充分な担保目的物がなく、リース債権がリース会社における主要な資産の一部であることから、資金調達に際してリース債権を担保化する要請が高まっていったものと思われる。

次に、クレジット債権について述べる。クレジット債権の債権者はクレジット会社であつて、これはまさに金融を目的としている。また、リース会社と比較した場合、リース会社に関してはリース物件の所有権がリース会社にありリース物件を担保目的物とすることも可能であるが、クレジット会社についてはこのようなことを観念し得ず、従つてクレジット契約の顧客に対するクレジット債権が、クレジット会社の主要な資産ということになり、リース会社と同様の理由によりクレジット債権についてもこれを資金調達に際して担保に供する要請が高まったものと思われ⁽²⁶⁾る。

リース債権及びクレジット債権をめぐる状況は概略以上のようなものであると思われ、これらの債権を目的債権として債権譲渡担保契約が締結されるかまたはこれらの債権を原資として特償法による債権流動化がなされた場合について、第三債務者に関係する部分を中心に検討するのがここの目的である。そ

こで、議論の前提として先に留保した特償法上の第三債務者保護規定についてここで触れることとする。

まず、リース債権の場合についていえば、第三債務者は個々のリース契約のユーザーである。リース債権が譲渡される時、このユーザーに対してリース債権譲渡の對抗要件具備のために当該債権譲渡を通知することは、売買契約に基づく売掛債権の譲渡担保の場合と同様に、譲渡人であるリース会社の信用不安の問題を生じさせる可能性が大きいといえることから困難である⁽²⁷⁾。他方クレジット債権については第三債務者が個々のクレジット債権の顧客であつて一つのクレジット会社に対して膨大な数の第三債務者が存在する。この場合、リース債権の場合の様に第三債務者が譲渡人の信用に不安を抱きクレジット契約が解除されるといふ可能性は少ないが、これら膨大な数の第三債務者に対して民法上の對抗要件具備方法としての通知をすることは、個々の債権額が少額であることも考慮すれば、譲渡契約に對するコストが余りにかかり過ぎるといふ結果を招くのであり、やはり事実上困難であるといえる⁽²⁸⁾。そこで、リース債権については第三債務者が譲渡人の信用に不安を抱くことを回避しつつ債権譲渡の對抗要件を具備すること、クレジット債権については民法の規定に従つて債権譲渡の對抗要件を具備するために必

要とされる莫大なコストを回避して当該債権譲渡の対抗要件を具備することを目的とするのが特債法上の「みなし対抗要件制度」であるといえよう。⁽²⁴⁾

このように、リース債権及びクレジット債権の流動化を目的としてこれらの債権を譲渡する場合、特債法第七条に規定されている「みなし対抗要件」制度によって第三者対抗要件を具備し得るが、この制度は、民法上の債権譲渡とは異なり第三債務者の譲渡の通知を要求しておらず、従って第三債務者が譲渡の事実を知らずに譲渡人に自己の債務を支払う可能性がある。すなわち第三債務者の二重弁済の危険がある。そこで、特債法はこのような危険を回避するための規定を置いている。なぜならみなし対抗要件制度のみによっては、第三債務者は自己が債権者である債権が譲渡され対抗要件が具備された事実を認識できない場合が考えられ得るからであり、また、たとえ債権譲渡の公告自体を第三債務者が認識できたとしても自らが譲渡を公告された債権の第三債務者であることを認識することが困難だからである。⁽²⁵⁾

第三債務者保護の内容であるが、特債法第八条は、特定債権に関する書面を閲覧可能な者の中に特定債権の第三債務者を含んでいる。しかし、リース取引及びクレジット取引に関する債

務者一般を想定した場合、実際問題としてこの特定債権に関する書面を第三債務者が確認するであろうことを期待できるとはいえないこと⁽²⁶⁾から、同法第九条によって流動化の運用方法による第三債務者の保護が図られている。すなわち特債法に基づく特定債権の流動化の際には、特定事業者から特定債権等譲受業者に対して債権が譲渡された後、この譲渡当事者間の契約で特定事業者に対して取立てを委託することにより、特定事業者が引続いて第三債務者から弁済を受けるという方法が採用されてお⁽²⁷⁾り、同法第九条一項で「特定事業者又は特定債権等譲受業者はその譲渡し、又は譲り受けた特定債権について公告により対抗要件が備えられたときは、当該特定債権について当該特定事業者が取立てを委託する契約の解除による当該特定事業者の弁済受領の権限の消滅をもつて当該特定債権の債務者に対抗することができない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。」と規定し、第二項で「前項ただし書の場合において、特定債権等譲受業者は、取立てを委託する契約の解除による当該特定事業者の弁済受領の権限の消滅をもつて当該特定債権の債務者に対抗することができない。ただし、当該債務者がその弁済受領の権限の消滅を知り、又は過失により知らなかったときは、この限りでない。」と規定している。なお、取

立委任の解除の正当事由は、特定事業者の倒産など取立て委託を解除しなければかえって不都合が生じる場合であるとされている。⁽²⁵⁴⁾

以上が特債法八条及び九条において示された第三債務者保護規定である。なお、リース債権及びクレジット債権のうち特定債権とされるものは特債法二条一項各号にあげられているものであつて全てではないから、これ以外を流動化するためにはこれまでは民法上の規定に従つてきたであろうし、また、今後は債権譲渡特例法の規定に従うことも考えられる。また、これらの債権を集合債権譲渡担保の目的債権とする場合も同様である。ただし、債権譲渡特例法は、法人の債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者對抗要件等に関する民法の特例法として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな對抗要件制度を創設するなどの措置を講ずるために立法されたものであつて、⁽²⁵⁵⁾必ずしも集合債権譲渡（担保）と第三債務者との関係を明確化していないことから、債権譲渡特例法による債権譲渡担保においても、第三債務者との関係についてはこれらの債権を民法の規定に従つて譲渡した場合を検討する必要性があるといえる。

最後に、これらの債権を集合債権譲渡担保の目的債権とした

場合、その被担保債権は基本契約であるリース契約及びクレジット契約の原資ということになり、従つて譲受人である金融機関は、先に述べた売掛債権を集合債権譲渡担保とする場合の金融機関あるいは物品供給者に類似した立場に立つといえよう。このことは、この類型の担保権者にこれらの債権についての優先権を与えて良いと判断する根拠となると思われる。⁽²⁵⁶⁾

以上が、リース債権及びクレジット債権を集合債権譲渡担保とする場合及びこれらの債権を特債法に従つて流動化する場合とめる共通した状況である。次に、以下では第三債務者の保護についてリース債権、クレジット債権を個別に見ていくこととする。

2. リース債権を譲渡目的債権とした場合の第三債務者

リース契約の基本形態であるファイナンス・リース契約の特質としては、次の八点をあげることができ、これらの特徴からファイナンス・リース契約は、ユーザーに対する物件の質貸借であるというよりも金融的性格を有していると評価されている。⁽²⁵⁷⁾ その特徴とは、①ユーザーからの中途解約が禁止されていること②リース会社の物件の瑕疵担保責任が免責されていること③ユーザーが物件の危険負担を負っていること④リース会社には

物件の修繕保守義務のないこと⑤ユーザーに再リース権のあること⑥リース物件の所有権はリース会社にあること⑦リース物件のユーザーへの譲渡は認められていないこと⑧リース料は定期的かつ均等額の支払であることの八点であるとされる。リース債権はこのような特徴を有するリース契約から生じるものであり、これを譲渡することが他の類型における債権譲渡担保と異なる点は、第一点目として、リース契約においては第三債務者であるユーザーと担保権設定者であるリース会社のほかにサブライヤーが存在するという点である。そして第二点目は、質借的要素が皆無なわけではない、という点である。

学説の多数は、ファイナンスリースを実質的には金融手段の一類型であるとした上で、リース物件の所有権がリース会社にあることについては、実質上リース債権担保のためと見ているようである。また、リース債権の性質に関する裁判例の多くは、これを賃貸借と実質金融の両側面を併有するものと見ているとされる。⁽²⁵⁹⁾ また、判例は、リース取引の金融的側面を強調し、それがリース物件の不引渡、引揚、瑕疵、滅失、毀損にかかわらずユーザーにリース料支払義務のあることの根拠としている。このように、リース料債権に、ある種絶対的な支払義務があるとされていることは、リース債権を集合債権譲渡担保の目的

債権とするという側面から見れば、担保の確実性に資するものであるということが出来る。このことを例えば前節で検討した売掛債権を集合債権譲渡担保とする場合と比較するとこの場合には、基本契約において抗弁事由発生の基礎が存在すればこの契約から生じる抗弁が実際に生じるのが通知後であってもこれを第三債務者が譲受人に対して主張し得ることが結果として譲受人のリスクとなるのに対して、リース料債権が担保目的債権として有用であり、またこのことが担保化の促進材料であるともいえる得ることがより明確となる。しかし他方で、このような性質を有するリース債権が譲渡された場合、第三債務者をめぐる状況はどのようなものであろうか。ここで、先に触れたサブライヤーの存在が重要となる。サブライヤーはリース物件の品質、性能や瑕疵などについて売買契約上の売主としての責任を負うが、実際にはこの責任を物件の所有権者であるリース会社のみならずユーザーに対しても負うことを特約しており、また、瑕疵担保、保守サービスなどについてはサブライヤーがユーザーに直接責任を負うのである。従って、ユーザーの保護は、サブライヤーが売主としての責任を果すことで守られるのであり、最終的にユーザーが保護され得ない場合は、サブライヤーが無資力の場合に限定し得るといえる。すなわち、ここでの最終的

な問題はサブライヤー無資力の場合に第三債務者であるユーザーが保護されずリース料の支払義務が生じる、ということをしてリース債権の集合債権譲渡担保化との関係でどのように評価すべきであるか、ということに帰着するといえる。

リース債権が譲渡された場合、民法四六八条第二項が「債務者ハ其通知ヲ受クルマテニ譲渡人ニ対シテ生シタル事由ヲ以テ譲受人ニ対抗スルコトヲ得」としており、かつ、リース物件の不引渡、引揚、瑕疵、滅失、毀損にかかわらずユーザーが支払義務を負うとするのがリース契約であることから、ユーザーはリース債権の譲受人に対して支払を拒むことができないということになる。また、前節で述べた通知以前に存在していた基本契約の抗弁事由発生の基礎が存在しているとはいえないことから、このことよって第三債務者の救済を図ることはできない。なぜなら、そもそもリース契約においては右に示したユーザーのリース料支払い義務があるからである。しかし他方で、リース契約においては、第一に、物件の売買に関する諸条件がユーザーとサブライヤーとの間で協議決定されてそれがサブライヤーとリース会社との間の売買契約の内容とされ、第二に、物件の引渡に関してはリース会社が関与することなくサブライヤーからユーザーへ直接引渡しされる。また、リース契約を利用す

るのは主に会社等の法人である場合がほとんどであり、個人であってもファイナンス・リース契約についてある程度知識を有した者である。つまり、少なくともリース契約に関して知識を有する第三債務者が自己の選択に従ってサブライヤー及びリース契約の内容を決定している。このことから、リース債権が譲渡された場合にリース物件の瑕疵等が存在するにもかかわらず、第三債務者であるユーザーが譲受人に対してリース料の支払い義務を負い、第三債務者が保護されるか否かがサブライヤーの資産状況に左右されることも是認され得ると思われる。

3. クレジット債権を譲渡目的債権とした場合の第三債務者

次に、クレジット債権の譲渡担保をめぐる状況について述べる。クレジット債権の発生原因であるクレジット契約は、消費者信用とも呼ばれるものであり、「消費目的のために財貨やサービスの購入または金銭の借入を行う個人に対して、その支払を一定の期間猶予するシステム」であると定義されている。⁽²⁶⁾ また、厳格な定義づけがあるわけではないが誰に対する信用供与であるかという点については、「自然人であって、個人、家庭、世帯または農業の目的のために信用を受ける者」が念頭におかれているとされる。⁽²⁶⁾ 従って、クレジット債権を譲渡目的債権とし

た場合の第三債務者は、各消費者個人であるといえよう。なお、一九九六年度の新規信用供与額の総額は三五・三兆円であり、消費者信用を取扱形態別に見てみると、クレジット会社の提携ローンが全体の三〇・一パーセント、消費者ローンが二八・七パーセント、個品割賦購入斡旋が二六・八パーセントである。⁽²⁶⁵⁾

ここでクレジット債権をめぐる状況をより具体的に把握するためにクレジット・カードを例に示せば、クレジット・カードは、デパート等の販売業者自体が発行する二当事者カードと販売業者とは別のカード会社が発行する三当事者カードに区別することが可能であり、この三当事者カードの仕組を簡略化すれば、三当事者とはカード会社・加盟店・会員であつて、カード会社は会員の売買代金を若干の手数料を差引いて加盟店に支払い、会員から代金の支払を受け、カード会社と会員との間には会員契約が締結されており、基本的には、「①カードの所有権はカード会社にあり、会員は他人に貸与・譲渡および担保の提供等ができない、②会員がカードの使用によつて購入した物品または受けたサービスに関する紛議は、会員と加盟店との間で解決し、カード会社に対する支払拒否の理由とはならない、③カードの一回当たりの使用限度額及び月間の使用限度額が定められること、④盗難・紛失カードの不正利用の場合に会員が負

うべき責任、⑤カードの利用代金の決済は会員の銀行口座から自動引落しの方法で行うこと、等」が定められているとされる。⁽²⁶⁶⁾ また、クレジット契約においては消費者と信用供与者との間の契約が約款を用いて画一的に処理されているのが一般である。

消費者信用はおおむね以上のような方法で行われており、かつ、法的な規制を受けている。消費者信用に対する法規制の基本的な考え方は、例えば割賦販売法一条にいう同法の目的に具現化されており、「割賦販売等に係る取引を公正にし、あわせて商品の流通を円滑にし、もつて国民の経済の発展に寄与すること」である。同法の規制について本稿との関係上触れるべきであると思われるのは、「クーリング・オフ」及び「抗弁の接続」に関する規定であると思われる、これについては周知のことではあるが、概略次のようなものである。まずクーリング・オフとは、「割賦販売業者の営業所以外の場所で指定商品の購入の申込をし、または契約を結んだ者は（例えばセールスマンの訪問を受けたような場合）、一定期間（昭和六三（一九八八）年改正で八日となつた）無条件で申込を撤回し、または契約を解除できる」ことを内容とするものであつて、この方法によつて申込を撤回し又は契約を解除した場合、買主である消費者は代金債権を支払う必要がない。⁽²⁶⁷⁾ 次に、抗弁の接続とは、例えば

商品に瑕疵があつた場合、通常の売買であれば買主が同時履行の抗弁権を主張して代金の支払を拒み得るが、割賦購入あつせんの場合は、売買と立替払契約とが別々にされているためにこの抗弁が主張できず、買主である消費者が本来支払う必要のない代金債権を支払わなければならないという不都合が生じる。

そこで、支払総額四万円以上の場合について債務者である消費者が信販会社のような債権者に対しこの抗弁権を主張しうるとするのが割賦販売法上の抗弁権の接続の制度である。⁽²⁷⁾

では、以上見てきたようなクレジット契約の債務者の保護を、クレジット債権が流動化あるいは集合債権譲渡担保のために譲渡されることとの関係でどのようにとらえるべきであろうか。

クレジット債権の譲渡が特債法の規定に従つて行われた場合には、同法のみなし對抗要件制度による公告によつて民法四六七条の對抗要件が具備されたのと同じ効果が生じ、また、債権譲渡特例法及び民法の規定に従えば、譲受人が第三債務者に支払を求めるときには通知が必要であるとされる。クレジット債権の譲渡について特債法によつて對抗要件が具備されるかまたは第三債務者に債権譲渡が通知されると、先に述べたとおり民法四六八条第二項により通知後に存在した抗弁事由を第三債務者は譲受人に対抗し得ないということになる。ゆえにクーリン

グ・オフや売買契約の不履行を主張する以前に、いずれかの方法によつて對抗要件が具備された場合、第三債務者は譲受人に対して抗弁を主張し得なくなる。このことは、特債法等によつて他の債権に先んじて流動化に資する形の法を整備するなどの手段を講じているにもかかわらず、第三債務者が保護されないということの意味する。他方、前章で検討したアメリカ法が債権の担保化を促進すべくUCC第九編を制定したことはこれまでに述べたところであるが、クレジット債権が譲渡された場合には、アメリカにおいてもクレジット契約における債権者に対する抗弁の接続に関する制度が存在し、かつ第三債務者が合意した抗弁放棄条項が無効であることとUCC九一三一条一項a号の規定から、第三債務者は、抗弁権の発生時期に関係なくこれを譲受人に主張し得るであろう。従つて、私見としては、我国においてもクレジット債権の流動化・担保化について特別法を制定し、これを促進するのであれば、他方でアメリカにおけるのと同様に、第三債務者を保護する方向性で問題を解決すべきではないかと考へる。また、特にクレジット債権の第三債務者は、特別法上の保護を受け得るいわゆる消費者であることからより一層の保護が必要とされよう。このことについて、前節で述べた抗弁事由発生の基礎が通知以前に存在していたこ

とを理由として、第三債務者から譲受人への抗弁が認められた裁判例の考え方を参考とすべきであろう。なぜならクレジット債権については約款が用いられるのが通常であり、クレジットの対象となつているのが双務契約に基づく債権であること及び割賦販売法上の規定によるクーリング・オフ及び抗弁の接続の問題が譲受人にとつて容易に認識し得ることを考慮すれば、クレジット債権を譲り受ける際に抗弁事由発生的基础が通知以前に存在していたとい得るからである。また、このように解しても、クレジット債権を流動化若しくは担保化の目的とする場合に、個々の債権の額は当該流動化の仕組み若しくは担保契約においては少額なものであつてこれらに対する影響が少ないといえ、他方、個々のクレジット債権は、債務者（＝第三債務者）である消費者にとつては高額である場合も考え得ることから、このように考えて第三債務者の保護をはかるべきではないかと思われるからである。

以上がクレジット債権の流動化譲渡担保化をめぐる状況である。

第三節 譲渡債権発生原因が診療契約である場合

次に、診療報酬債権の譲渡担保化をめぐる状況及び問題点を中心に以下述べることにする。

診療契約⁽²¹⁾は、医師と個々の患者との間の契約であることから、本来は、個々の患者がこの類型の第三債務者ということになる⁽²²⁾が、実際の第三債務者は社会保険診療報酬支払基金等の基金又は連合会（以下単に「基金等」とする）であると解されている⁽²³⁾。なぜなら、基金等が社会保険診療報酬支払基金法等に基づいて被保険者等の個々の患者から診療報酬の支払を受ける関係が公法上の契約関係であり、かつこれら基金等が診療担当者に対して診療報酬を支払う際に自ら審査したところに従つて自己の名において支払をする法律上の義務を負うと解するべきだからである⁽²⁴⁾。

では、実際の診療報酬債権の支払いはどのような仕組みで行われているのであろうか。現行医療制度においては、診療担当者である保険医が患者の診療を行った後その結果を診療報酬請求書に記載し、毎月一〇日までに前月分をまとめて基金等に提出し、これを受けて基金等はその内容を審査して支払うべき診療報酬を決定した上で保険者である健康保険組合等に請求し、保険医が診療した翌々月の二〇日までに基金等が健康保険組合等から支払を受けて、遅くともその月の月末までに保険医が予め指定している銀行の預金口座にこれが振込まれるという取扱いとなつている⁽²⁵⁾。診療債権の債権者である診療担当者と債務者

である基金等がこのような関係であることから、ある医療法人あるいは医師個人を譲渡人とし診療報酬債権を譲渡目的債権として集合債権譲渡担保契約が締結された場合、個々の診療契約と同数の多数の診療報酬債権の受領関係が発生するということは考えにくく、また、第三債務者が多数存在するということも考えにくい。従って、この類型の集合債権譲渡担保は、契約締結時に第三債務者を特定することが比較的容易であるといえる。また、診療担当者と基金等との関係は、本章第一節で示した類型と異なり取引関係ではないことから、第三債務者である基金等に対する譲渡通知によって譲渡人について信用不安が生じて基本契約が縮小されあるいは解除されるということは観念し得ない。ゆえに、この類型における集合債権譲渡担保の事案においては、第三債務者に譲渡契約と同時にこれが通知されているものと思われる。

譲渡が集合債権譲渡担保契約締結時に通知されて対抗要件が具備されること及び第三債務者が公的機関であることから、他の類型とは異なり、第三債務者について特殊な事情を考慮して格別に保護する必要性が存在せず、この類型の集合債権譲渡担保は、最も広く認められる可能性が高いといえる。しかし、診療報酬債権の譲渡担保に関する裁判例の事案を見てみると、実

際にはこれを否定する裁判例が多く見受けられる。私見は、その理由は第三債務者保護以外にこの類型に特殊な事情が存在するためではないかと考へる。そこでこの特殊事情について、裁判例に示されているところを以下に検討することとする。

まず、診療報酬債権を目的とする集合債権譲渡担保が認められた初めての最高裁判例は、第二章概観の部分で集合債権譲渡担保が許される期間に対して影響を与えた判決であるとして触れた、最判昭和五三年二月一日判時九一六号二五頁（以下「最高裁判昭和五三年判決」とする）⁽⁴⁶⁾である。事案は、医師が社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に対して有する診療報酬債権をこの医師の債権者が公正証書に基づき差押え、取立命令を得たが、その対象として指定された債権が差押・取立命令の送達前に将来発生すべき債権として第三者に譲渡され通知が完了していたため、この医師の訴外債権譲受人に対する集合債権譲渡の効力が問題となった、というものであり、訴訟当事者は医師に対する一般債権者と第三債務者である基金であつて、譲渡時から将来約一年間の債権を集合債権譲渡担保とするものであった。このような事案において裁判所は、「現行医療保険制度のもとでは、診療担当者である医師の被上告人ら支払担当機関に対する診療報酬債権は毎月一定期間

に一月分づつ一括してその支払がされるものであり、その月々の支払額は、医師が通常の診療業務を継続している限り、一定額以上の安定したものであることが確実に期待されるものである。したがって右債権は、将来生じるものであっても、それほど遠い将来のものでなければ、特段の事情のない限り、現在すでに債権発生の原因が確定し、その発生を確実に予測しうるものであるから、始期と終期を特定してその権利の範囲を確定することによって、これを有効に譲渡することができるというべきである」と判示した。この最高裁判昭和五三年判決以後の診療報酬債権譲渡担保に関する裁判例としては、東京高判昭和五六年八月三十一日東京高等裁判所判決速報（民事）三三卷八号一八八頁（以下「東京高裁判昭和五六年判決」とする）において診療報酬債権の譲渡が認められているが、東京地判昭和六一年六月一七日訟務月報三三二卷一二号二八九八頁（以下「東京地裁判昭和六一年判決」とする）、東京地判平成五年一月二七日判タ八三八号二二六二頁（以下「東京地裁判平成五年判決」とする）及び仙台高判平成八年一〇月三〇日金法一四八〇号五九頁（以下「仙台高裁判平成八年判決」とする）においてはいずれも否定されている。

診療報酬債権を譲渡目的債権とする集合債権譲渡担保を肯定

した東京高裁判昭和五六年判決の事例では、詳細は明らかではないものの、実際に請求されたのは契約締結時から五ヶ月分の診療報酬債権であった（集合債権譲渡担保契約自体は、譲渡担保契約締結時から向こう十年間の診療報酬債権を譲渡目的債権とするものであった）。このような事案に対して裁判所は、当該集合債権譲渡担保が「それほど遠い将来のものとはいえないから、少なくとも右の部分（この事案においては譲渡契約締結時から半年間に生じた診療報酬債権）については有効と解するのが相当である」と判示した。

次に、否定事例について述べることにする。まず、東京地裁判昭和六一年判決の事案は、第三債務者である連合会に対して譲渡契約締結時から将来三年間に発生する診療報酬債権の譲渡担保の通知がされた後、目的債権のうちの一部が国によって差押えられたことから、連合会が将来一年分を超える診療報酬等債権の譲渡の効力について疑問を持ち債権者不確知を理由に供託したことについて、連合会の過失の有無が争われたものである。このような事案において裁判所は、第一に、診療報酬債権譲渡担保が許容されるのは、「一定額以上の安定した診療報酬等債権が確実に発生することを予定しうる場合」であると述べ、どのような場合がこれに該当するかについて、「保険医療機関

が通常の診療業務を継続しており、かつ将来も同様の状態で診療できる見込みがあるときに限られる」と判示した。第二に裁判所は、診療報酬債権の譲渡が許容されるためには、「診療報酬等債権の安定した発生を基礎付ける事情の存在を必要とする」とし、この基礎的事情の不存在を例示している。すなわち、個人病院における診療業務遂行能力の喪失ないしは著しい減少の原因としての診療担当者の病氣、保険医療機関の経営能力の劣悪化及び経営資金の逼迫などによる倒産や経営規模の縮小による収益性の低下である。第三に裁判所は、診療報酬債権譲渡自体に対して次のように評価している。すなわち、まず医療機関の債権者が毎月の診療報酬等債権の殆ど全額を自らの被担保債権の回収に充当していくことを予定しているときは、診療業務を運営する資金の逼迫が短期間のうちに発現することは、安易に予想されるとし、このような場合は、診療報酬等債権の安定した発生は見込み得ないものといえるとする。次に、診療報酬債権を特定の債権者に対して長期間に亘って担保として掌握させることは、当該保険医療機関と取引をなす医薬品納入業者、医療機器納入業者及び医学検査業者などの他の債権者をして信用不安を惹起させ、当該医療機関との取引を縮小させることにつながる」とする。そして、このような担保権の設定が、当該医

療機関に対して不必要な投棄、検査及び手術など乱診療を行わせる可能性があり、その結果として国民の健康に重大な悪影響を生じさせる恐れが存在すると述べている。なぜなら譲渡期間中の債権が増額すれば、当該医療機関はそれだけ早く債権者の拘束から逃れることができることから、債権者が当該医療機関に対して診療報酬等債権の増額化を催促する可能性が存在するからである。裁判所は以上のように述べて、第三債務者である連合会の供託に過失はないと判断した。次に、東京地裁平成五年判決について述べる。この判決は、少なくとも当事者（譲渡人、譲受人、第三債務者）間においては、長期間に亘る診療報酬債権譲渡であっても、始期と終期を定める等の方法で目的債権の範囲を特定することによって有効と解する余地がないわけではないが、将来一〇年に及ぶ診療報酬債権を譲り受けたことをもって、譲受人は当該債権に対する差押債権者に対抗し得ないと判示した。この判決は診療報酬債権の発生可能性について、「あくまでも個々の患者の診療によって発生するものであって、医師と診療報酬支払基金等との間に継続的な法律関係があるものではなく、現行医療保険制度の下においても将来において医師の診療報酬債権が発生すべき事実的基礎が存在しているにすぎない」としている。最後に、仙台高裁平成八年判決について

述べる。この判決が引用する原審秋田地判平成八年五月二一日判決は次のように述べる。すなわち、診療報酬債権が譲渡担保に供される場合は、第一に、社会において医師又は診療機関の経済的信用が高く評価されるにもかかわらず、これらが診療報酬債権までも譲渡しようとし、他方で、債権者が右債権の譲渡を求める原因は債権譲渡時点で既に医師又は診療機関の経済的信用がかなり悪化していることに起因し、第二に、診療報酬債権が譲渡担保に供されるのは、不動産等の担保として確實なものが存在しないか、存在したとしても担保としての余剰がなかった場合であり、このようなことから、債権譲渡時すでに譲渡人である医師又は診療機関の経済的信用は悪化しており、譲受人もこのことを認識していたものと推認しようと判示している。

これら診療報酬債権の集合債権譲渡担保を肯定した裁判例と否定した裁判例の相違点は、一見したところ目的債権の発生する「期間」の長短である。勿論、この期間の長短が診療報酬債権の集合債権譲渡担保の効力を判断することに対して影響を及ぼしているといえよう。しかし、診療報酬債権の集合債権譲渡担保の効力を否定した裁判例の判旨からは、診療報酬債権を目的債権として債権者に譲渡する行為自体を望ましいこととは現

えていないという傾向を讀取ることができないのではないだろうか。そして、裁判例においてこのような傾向が存在することから、診療報酬債権譲渡が有効と認められる期間について具体的事案に即して個別的に判断した場合には、前記最高裁昭和五三年判決によって有効とされた「向こう一年間」という期間が縮減される可能性さえ包含しているように思われる。更に、各判決が考慮する診療報酬の発生の不確実性は、「医師が今後の報酬を得る可能性」というのは、現在営業しているから、今後もたぶん大丈夫だろう、というような程度の不確かなもの」とも評価されているのである。

では次に、診療報酬債権の譲渡担保化をめぐるこのような特殊事情が実際に存在するか否かについて見てみると、次のようなことが言える。

診療報酬請求手続には一応の審査制度が設けられており、かつ、この審査は支払のための絶対要件であつて基金等がこれを経ないで医療法人若しくは医師に対して診療報酬を支払うことまたは違法若しくは不当な内容の審査に基づいてこれを支払うことは違法である⁽²⁷⁶⁾とされる。また、「医師等は、特定の場合を除いて診療上の独立性を有するが、社会保険医療においては、制度の適正円滑なる運営を図るため、適切な指導を行い、医療

の質的向上を図らなければならない」とされており、このことについて一応の監督体制が整えられている。加えて、診療報酬債権の集合債権譲渡担保の第三債務者は、社会保険診療報酬支払基金等の基金であることは、第三債務者の倒産の可能性ということを観念する必要がなく、診療報酬債権が担保目的物としての確実であることを示していることは本節冒頭部分で述べたとおりである。更に、診療報酬債権は、診療から遅くとも三ヶ月後には支払われるものであつて、決済が明瞭かつ容易である。他方で医療機関も金融を必要とする場合があり、かつ、他の法人等と比較してより多くの担保目的物を所有しているとは言えない。このようなことから、医療機関にとつてもその債権者にとつても診療報酬債権は、重要かつ有用な担保目的物であるといえよう。しかし、若干古いものだが医療機関の経営状況に関する資料がある。これによれば、昭和五八年から昭和六一年の病院倒産を主な原因別に分類した結果、放漫経営が、全体の倒産原因の六〇・七パーセントを占めており、かつこの放漫経営は、病院の伝統的な倒産理由であるとされる。⁽²⁰⁾ また、先に述べた保険制度上の監督その他の方法も、完全とはいえない。これらのことから、先に示した診療報酬債権の譲渡担保に対する下級審裁判例の危惧は、的を射ていると言え、長期間の集合債権

譲渡担保については、他の類型の場合の集合債権譲渡担保と比較して認められる範囲を狭く解することもやむをえないのではないかと考える。以上のことから、診療報酬債権の集合債権譲渡担保に関する裁判例の述べるところに従い、診療報酬債権の集合債権譲渡担保が認められる範囲を、通常は向こう一年間に発生すべき診療報酬債権を目的とするものに限定し、かつ、当該医療機関の経営状況等によつては、この期間をこれよりも短期間とすることによつて診療報酬債権の集合債権譲渡担保が認められる範囲を狭くすることも許容されなければならないと考える。

最後に、以上述べてきた、この類型の集合債権譲渡担保をめぐる特殊事情から、前記昭和五三年判決が当該事案における診療報酬債権の集合債権譲渡担保を有効と解したことの意味は、集合債権譲渡担保一般のうち認められることがあまり好ましくないといひ得るであろう診療報酬債権を目的とするものについても、その譲渡性を全面的に否定するべきではなく、少なくとも譲渡契約締結時から将来一年間に発生する診療報酬債権を目的とするものについては有効であるとして差支えない、ということであると思われる。とすれば、この昭和五三年判決による「向こう一年間」という期間が、集合債権譲渡担保全般に対し

て影響を及ぼしているという現状は妥当ではないと言うべきであらう。

以上が診療報酬債権の集合債権譲渡担保化をめぐる状況に関する考察である。

第四節 譲渡債権発生原因が不動産賃貸借契約である場合

不動産賃貸借契約上の賃料債権を集合債権譲渡担保として取得することは、賃貸人の債権者が既に貸家建物について抵当権を取得しているが「貸金の管理上、また、抵当権の実行や不動産の処分というドラステイックな方法を探らずに債権の回収を図る」という意味において望ましいものであると評価される場合もあること⁽²⁸³⁾から、賃料債権も担保目的債権としての有用性を有しているといえる。

この類型における第一の特徴は、對抗要件の具備が、債権譲渡時担保契約締結時またはこれに近接した時点でされているということであり、この点は、前節で述べた診療報酬債権の集合債権譲渡担保と同様であるが、他の類型、特に本章第一節で述べた売掛債権を集合債権譲渡担保とする場合とは異なる点である。近時、将来の賃料債権の譲渡と賃貸目的不動産上に設定された抵当権に基づく物上代位権の行使との関係に関する裁判例

が相次いで出されているが、これらの裁判例の事案においてもやはり對抗要件が具備されており、通知による對抗要件具備と第三債務者からの承諾による對抗要件具備の両方の事例が存在する⁽²⁸⁴⁾。これら抵当権の物上代位と将来の賃料債権の譲渡との優劣が問題となった事案においては、抵当権に基づく物上代位に対する執行妨害の目的で賃料債権が譲渡されている可能性があり、従って、譲渡と同時にこれと近接した時点で對抗要件が具備されているともいえるが、この類型の第三債務者が他の類型のそれとは異なる特徴を有するために、對抗要件の具備が容易であるということもその理由の一つであるといえよう。すなわち、第一に、第三債務者が賃借人であることは、譲受人にとつて第三債務者を把握しやすいといえる。例えば貸ビルの場合、長期的にはテナントが不特定であるが、テナントの交代について適切な対処を譲受人が図ることによって第三債務者を特定することが可能である⁽²⁸⁵⁾。この点は、本章第二節で取扱ったもののうち目的債権がクレジット債権である場合と比較して、對抗要件具備を容易にする要因であるといえる。第二に、不動産賃貸借に関する特別法上の賃借人保護規定に明らかなくとも、賃貸人との関係において賃借人は弱い立場に立たされているのが通例であることは、周知の事実であり⁽²⁸⁶⁾、このような関係は、

特に本章第一節で述べた売掛債権の集合債権譲渡担保化の場合とは異なるものである。また、譲渡人と第三債務者との関係がこのようなものであることから、売掛債権の集合債権譲渡担保化の場合とは異なり、質料の譲渡担保の際に、第三債務者へ譲渡を通知することあるいはこれについて第三債務者からの承諾を得ることで譲渡債権発生基礎である賃貸借契約が解除されることも考えにくい。つまり、通知・承諾いずれの方法が選択されているかは別として、この類型においては、集合債権譲渡担保に対抗要件を具備することへの障害が他の類型と比較して少ないのであり、前記裁判例の事案のような抵当権の物上代位に対する執行妨害的な質料債権の譲渡とは異なる、いわゆる正常な質料債権の集合債権譲渡担保契約の際にも、集合債権譲渡担保契約と同時にまたは近接した時点で対抗要件が具備されるであろうことを推察し得る。

以上述べたような状況をふまえた上で、質料債権の集合債権譲渡担保化については、次のような点に留意すべきであると思われる。

第一に、質貸人と比較して賃借人の経済的地位が弱いことから、賃借人保護の要請が強いことは不動産賃貸借に関する種々の特別法の規定からも明らかかとおりであり、質料債権の集合

債権譲渡担保化の際にもこの要請は尊重されるべきであって、この限りにおいて質料債権の譲受人の権利が害される可能性があるということである。そこで参考として、賃貸目的不動産の所有権の移転による賃貸人たる地位の移転に伴って質料債権の債権者が移転する局面において賃借人がどのように扱われているかを示すと次のとおりである。この場合賃借人は自己の意思と無関係に契約の相手方の変更を受けるが、「賃貸人の債務は実際上はさして個人的な色彩を有せず、目的物の所有者たることだけで完全に履行できる場合がほとんどである」といってよいし、賃借人としては普通は新所有者との間において賃貸借が継続することを欲するといつてよい。ゆえに、賃貸借関係の承継については、賃借人の合意は必要でない⁽²⁸⁷⁾と解されており、この新所有者が賃借人に対して賃貸人としての地位を主張するための対抗要件として賃貸目的不動産の登記を経ていることが必要であるとするのが通説の考え方である⁽²⁸⁸⁾。ただし、賃借人が未登記の新所有者を新たな賃貸人と認めてこれに質料を支払うことも可能であるとされており⁽²⁸⁹⁾、また、新所有者が将来の質料債権を承継する時期は新所有者が賃貸目的不動産の登記を取得した時であるとされている⁽²⁹⁰⁾。ゆえに賃借人が新所有者による賃貸人の地位の承継を現実⁽²⁹¹⁾に知った時から遡って新所有者が質料債

権を取得することもありうるが、賃借人は新所有者の登記取得の時点を基準に賃料を支払うべきであるとされ、承継を知らずに旧所有者に支払った分について、債権の準占有者への弁済として保護される可能性がある⁽²⁰⁾とされている。

賃料債権の集合債権譲渡担保化の場合には、対抗要件具備行為が第三債務者である賃借人に対する譲渡の通知あるいはこれに対する賃借人による承諾であることから、賃貸目的不動産の所有権移転の場合と比較して、一見、誰に賃料を支払うべきであるかを容易に判断できそうである。しかし、先に述べた賃料債権の集合債権譲渡と賃貸目的不動産に対する抵当権の物上代位との関係に関する最判平成一〇年一月三〇日民集五二巻一頁一頁が、「抵当権者は、物上代位の目的債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が備えられた後においても、みずから目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができ（るのであり）、第三債務者は、差押命令の送達を受ける前に債権譲受人に弁済した債権についてはその消滅を抵当権者に対抗することができ、弁済をしていない債権についてはこれを供託すれば免責される」と判示しており、実際問題として、賃料債権が集合債権譲渡担保に供された場合、第三債務者にとつては賃料を誰に支払うべきであるかが明確であるとは言えないといえ、この

ことは、当該債権が二重に譲渡されていた場合も同様であろう。この最高裁平成一〇年判決は、第三債務者である賃借人の保護方法として賃料債権の供託を念頭においているようであるが、賃借人が自然人である場合、特に居住のために当該賃貸借契約を締結している場合には、賃料債権に関する譲渡通知あるいは賃貸目的不動産の抵当権者による差押命令の送達によって当該賃料の支払い先を特定することは困難であつて、将来発生する賃料債権の譲渡に対する対抗要件が予め具備されていた場合には、第三債務者が譲受人に賃料を支払う可能性も高いといえ、また、第三債務者である賃借人が自然人である場合には、賃料の供託も彼にとつては負担が重い場合があり得るのではないだろうか。そこで、賃料債権が集合債権譲渡担保に供された後、本来支払うべきではない者に対して賃料を支払った賃借人について、債権の準占有者に対する弁済による保護範囲を賃貸目的不動産の所有権移転の場合と同様とすべきであると考える。

第二に問題となるのは、賃料債権譲渡の対抗要件が容易に具備されることと、第三債務者である賃借人からの抗弁主張との関係である。すなわち、第三債務者が当該債権譲渡について異議なき承諾をしていた場合には、第三債務者は譲渡人に対して有していた抗弁を譲受人に対して一切主張し得ず（民法四六八

条二項)、当該債権譲渡について第三債務者に対して譲渡人からの通知があった場合には、通知のときからそれ以前に譲渡人に対して第三債務者が有していた抗弁権を主張することができなくなるが(民法四六八条二項)、本節冒頭部分で述べたとおり、質料債権の集合債権譲渡担保の際には対抗要件具備行為が早い時期に行われる可能性が高く、従って他の類型と比較して第三債務者が抗弁を主張しうる範囲が狭くなる可能性が高い。しかし、この類型における第三債務者である質借人の保護を厚くすべきであることは、既に述べたとおりであり、更に、質借人と質貸人との間の力関係の差ゆえに質借人は質料債権の譲渡を禁止することを質貸借契約に規定することが困難である。このことは、UCCにおいて譲渡禁止特約が一律に無効とされているのと同様に、第三債務者は債権が譲渡されることで自己に生ずる不利益を譲渡禁止特約によって回避し得ないと評価し得る。また、この類型においては第三債務者が特別法によって保護されている質借人であることも考慮すれば、第三債務者に対する債権譲渡の通知の前後を問わず第三債務者からの抗弁権の主張を認めるとするUCC第九編の規定に倣うことが望ましいのではないかと思われる。そこで、第一類型の部分で述べた裁判例にならない、これまで繰り返し述べてきた「抗弁事由発生の

基礎」を広く解することで、第三債務者である質借人を保護すべきであると考える。確かに、このように解すると譲受人の側に不利益が生じるが可能性が高くなるが、特に質借人が自然人であり、自己が居住するために当該質貸借契約を締結している場合には、本章第二節で述べたクレジット債権を集合債権譲渡担保とする場合と同様に、個々の譲渡債権額が小さい。よって、譲受人が質料債権の集合債権譲渡担保によって得るであろう利益と、保護の要請が強くこれが特別法によって規定されている質借人の保護を比較した場合には、後者が優先されるべきであると思われる。

以上が、質料債権の集合債権譲渡担保化をめぐる状況及びこの場合の第三債務者に関する考察である。

第五節 小括 — 各類型毎の特徴と各類型相互間の関係

ここで、本章において検討対象とした集合債権譲渡担保の四類型についてまとめてみよう。

①第一の類型は、継続的取引に基づく売掛債権を集合債権譲渡担保とする場合であった。この類型は、集合債権譲渡担保促進の要請が最も高い類型である。また、譲渡人・譲受人・第三債務者いずれもが法人であるのが通常であって、これらの集合

債権譲渡担保の關係当事者にある程度の互換性があり、かつ、これらの者は、集合債権譲渡担保促進を要請する者とはほぼ一致するものと思われる。

このことを踏まえた上で、この類型の第一点目の問題点は、第三債務者が譲渡人の信用に不安を抱き譲渡人との契約を解除することを防ぐ趣旨で対抗要件具備のための譲渡の通知がされないこと及びこのことに起因する破産法上の否認権との関係であったが、この類型においては今後債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記によって対抗要件が具備されることでこの点は解決されると思われる。

第二点目は、譲渡人と第三債務者との間で売掛債権の譲渡禁止特約が締結されていることと売掛債権を集合債権譲渡担保とすることによって得られる利益との関係であった。これについては、譲渡人と第三債務者との経済的な力関係の差から譲渡禁止特約が締結されている場合が考えられ得る一方で、この類型における被担保債権と基本契約の目的物との距離が近いことから、譲渡禁止特約によって保護される第三債務者の利益（第三債務者が特約を締結することによって二重払いの危険等を防止すること）よりも債権譲渡担保が認められることによって譲受人が被担保債権の弁済を受けるといふ利益の保護を重視すべき

であると考へ、この類型においては譲渡禁止特約の効力を従来よりも制限的に解すべきであると思われる。このような方向性は、第三債務者を犠牲にして譲受人の利益を擁護するものであって、このことはUCC第九編においても同様である。しかし、ここで注意すべきであるのは、UCCが、譲渡禁止特約の一律無効を規定する一方で、第三債務者保護について規定しているということである。この点我国においても、UCC第九編の制度設計を参考にすべきではないだろうか。すなわち、譲渡禁止特約以外の方法によって債権譲渡がされることによる不利益から第三債務者を保護すべきではないかと思われる。この点について具体的には、UCC第九編の第三債務者から譲受人への抗弁主張の問題に関する規定が参考になるのではないかと思われる。すなわち日本法における処理の方向性としては、譲渡目的債権発生の基本契約が双務契約である売買契約であることから、判例に見られるように、譲渡時に基本契約に関する解除その他の基礎的原因が存在していたことを理由とする通知後の契約解除等を第三債務者が主張しうることを認めるべきであると思われる。

②第二類型のリース債権及びクレジット債権を目的債権とする集合債権譲渡担保では、特償法の適用対象であるという点及

びいずれの債権も担保目的物あるいは流動化の原資とすることに対する要請が高いものであるという点から一つの類型として検討した。特債法の適用対象であることから、これらの債権が流動化された場合は特債法上の第三債務者保護規定によって第三債務者は保護されるが、この点については、同法九条で、譲受人が目的債権の取立てを譲渡人に委託した場合に、正当事由が存在する場合を除いてこの委託契約の解除による譲渡人の弁済受領権限の消滅をもって第三債務者に対抗し得ないと規定するのみであって、第一類型の場合と同様に、債権譲渡の對抗要件が具備されることと第三債務者による抗弁の主張との関係に関する問題が残されることとなる。この点、リース債権については、基本契約であるリース契約が金融を主たる目的としていることから、リース契約の目的物品の瑕疵等にかかわらずユーザーはリース料の支払い義務を負うとされており、従って譲渡債権については、そもそも第三債務者であるユーザーは、物品の瑕疵等に関する抗弁を譲渡人であるリース会社に対して主張し得ないのであり、従って通知の前後を問わず譲受人に対して抗弁を主張し得ない。そこで、リース料の集合債権譲渡担保と関連してこのような結論の妥当性が問題となるが、リース契約についてはリース会社以外に物品のサプライヤーが存在し、第三

債務者であるユーザーが法人であるか少なくともファイナンス・リース契約についての知識をある程度有する者であり、かつユーザー自身がサプライヤーを選択していることから、第三債務者であるユーザーの保護を第一の類型の場合のようにUCC第九編に近づけて考える必要性は希薄であると思われるのである。

他方クレジット債権については、第三債務者が消費者であって、個々の債権が少額であるのが通常である。そしてクレジット契約における債務者保護規定としては、例えば割賦販売上のクーリング・オフ及び抗弁の接統の規定が存在するが、これらの規定の趣旨は、クレジット債権が集合債権譲渡担保に供されるか又は流動化の原資とするために譲渡された場合においても尊重されるべきであるといえよう。すなわち、クレジット債権が譲渡され、その通知を受けたことによって第三債務者が主張しうる抗弁の範囲が狭められるべきではないのであり、この点、第一類型の部分で述べたとおりUCC第九編の規定を参考にすべきであると思われる。抗弁事由発生の基礎の存在についてこれを広く解することによって、第三債務者の保護を図るべきであると思われる。

③ 第三の診療報酬債権の集合債権譲渡担保化の場合、第三債務者は基金等であって、他の類型と比較して第三債務者保護を

考慮すべきであるとする積極的理由が希薄である。また、第三債務者からの抗弁権主張の問題等も観念し得ず、對抗要件具備のための通知が譲渡と同時にされており、このことは特に第一類型の場合と異なっている。以上のことから、この類型の集合債権譲渡担保は本来であれば最も広く認められ得るものであるともい得る。また、これを反映するかのようには診療報酬債権の集合債権譲渡担保に関する裁判例が複数存在している。しかし、裁判例は、これを否定的に解する傾向が強いといえ、また、そこには診療報酬債権を集合債権譲渡担保の目的債権とすること自体に対する否定的評価を窺い知ることができる。

診療報酬債権の集合債権譲渡担保についてはこのようなことが言えるにも拘わらず、診療報酬債権を目的とする集合債権譲渡担保の有効性を認めた最高裁昭和五三年判決が、集合債権譲渡担保の一般論で譲渡の有効期間に関して影響を与えている。

しかし、そもそも診療報酬債権の譲渡担保が否定的に捉えられている以上、この判例の集合債権譲渡担保の有効期間に関する判断を一般化させて理解すべきではないと思われる。

④最後に第四類型である賃料報酬債権を目的とする集合債権譲渡担保についてであるが、この類型の第三債務者は賃貸借契約の賃借人であって、借地借家法等により保護されている。こ

の類型の第三債務者である賃借人が、特別法によってこのような保護を受ける背景としては、賃貸借契約における賃借人と賃借人との経済的力関係の差をあげることができると思われる。

そして、この力関係の差は、この類型の譲渡人・第三債務者との経済的力関係であって、これは第一類型のそれとは正反対である。すなわち、賃料債権が集合債権譲渡担保の目的債権である場合には、第一類型とは逆に譲渡禁止特約が締結されておらず、また、對抗要件も集合債権譲渡担保契約締結と同時にほぼこの場合にも集合債権譲渡担保化によって第三債務者からの抗弁主張の範囲が制限されることが問題となるといえる。このような問題状況は、経済的力関係の差から、第三債務者が譲渡禁止特約を締結し得ず、賃料債権が譲渡されることによって自己に生じる不利益を自ら防止し得ないという状況にあることから、債権譲渡によって受ける不利益の自己防衛手段を奪われているという点ではUCC第九編における場合と同様であり、また、第三債務者である賃借人は借地借家法によって保護を受ける者である。これらのことから、第一類型において示したのと同様に、對抗要件具備時における抗弁事由の基礎の存在を認めることによって第三債務者が抗弁権を主張し得る範囲を広く

認めて、第三債務者を保護すべきであると考へる。なお、譲渡人である貸貸人との経済的力関係の差から、賃借人が賃料債権の譲渡について異議なき承諾をする可能性があることも考慮すれば、このような処理はより一層重要な意味を持つといえよう（この場合には、譲渡に対する異議なき承諾にかかわらず、抗弁事由の基礎の存在に関する譲受人の悪意を認めることで、第三債務者が抗弁を主張しうる可能性を拡大するという方向を取るようになる）。また、第三債務者の弁済が準占有者に対する弁済として保護されうる範囲については、賃貸目的物の所有権移転による賃貸人の地位の移転に伴う賃料債権の新所有者への移転における解決を参考にし、これと比較して第三債務者である賃借人が不利に扱われないよう配慮すべきであると思われる。

以上要するに、民法四六八条二項の規定にかかわらず、UCC第九編の規定を参考に通知の前後を問わず抗弁権の主張を認めるべきであると考えられるのは、第一類型、第二類型のクレジット債権に関するもの及び第四類型である（ただし第四類型についてはこれを認めるべきであると判断する理由は、UCC第九編のそれとは若干異なっている）。そして、譲渡人・譲受人・第三債務者にある程度の互換性があり、これらが集合債権譲渡担保の促進を要請する者と同一であると思われるのは、第

一類型、第二類型のうちリース債権に関するもの及び第四類型のうちテナント契約等賃借人が法人である場合であつて、このことはこれらの集合債権譲渡担保については、集合債権譲渡担保の促進のために第三債務者の保護が多少希薄化されることも許容されるものと思われる。これとは逆に、第三債務者と譲渡人及び譲受人に互換性がなく、第三債務者が集合債権譲渡担保促進を要請する者に該当しないと思われるのが、第二類型のクレジット債権に関するもの及び第四類型のうち自己が居住するための賃貸借契約等賃借人が法人以外の自然人である場合である。この場合には、集合債権譲渡担保によって第三債務者に生ずるであろう不利益を避けることを第一に考へるべきであつて、これによつて個々の集合債権譲渡担保が制約を受けることもやむをえないと思われる。そして、他の類型との共通点を有せず、に全く異なる特徴を有しており、第三債務者の保護という観点からではなく基本契約の性質から集合債権譲渡担保が否定的に評価されるのが第三類型である。従つて、第三類型の診療報酬債権を集合債権譲渡担保とする場合の議論は、集合債権譲渡担保一般については妥当し得ないものであると思われる。

（第三章注）

- (207) 下級審判例であるが、このような方法を認めるものとして、東京地判昭和五五年三月三十一日下民集三一巻一號二七頁。ただし、譲渡人から譲受人への債権譲渡が、当然にこの通知に関する譲受人への代理権付与を伴うと解されるわけではなく（東京高決昭和三二年一〇月一日東高民時報八巻三三五頁）、別途代理権付与行為が必要である。
- (208) 山本戸克己「指名債権の譲渡担保権者が譲渡担保設定者の代理人としてした債権譲渡の通知行為と否認」私法判例リマックス一〇号（一九九五年）一六〇頁。
- (209) なお、本稿において診療報酬債権を検討する際には、自由診療に基づく診療報酬債権は対象外とする。
- (210) 堀龍兒「『集合債権譲渡担保契約書』作成上の留意点（下）」NBL二〇二号（一九八〇年）二七頁。ただし、同論文は集合債権譲渡担保の実際がどのようなものであるかを示すというよりは、この契約を締結する際にいかなる契約書を作成すべきであるか、ということを示唆するものである。
- (211) 池辺吉博他「座談会・集合債権譲渡担保の実務的検討（下）」Credit & Law 八九号（一九九七年）（本稿第一章（注12）一一頁）。
- (212) 伊藤眞「破産法（新版）」（有斐閣・一九八八年）三〇九頁。
- (213) 伊藤・前掲（注212）三〇九頁。
- (214) 事案は、染料の販売等を業とするA社が資金調達のため譲受人Yその他の街の金融業者を利用するようになったが、Yからの資金借入の際、他に担保となるべき動産及び不動産が皆無であったことから、Aが大口取引先三社との取引に基づき現在及び将来にわたって継続的に生ずべき一連の債権を譲渡担保としてYに差入れた後、A社が支払停止の状態に陥った時にYがこのことを察知してA社の代理人として前記取引先のうち一社に対して債権譲渡通知をしたというものであり、この判決の原審である大阪高判昭和四七年一月二十七日判タ二七五号二一七頁は、譲渡担保契約締結時を破産法七四条一項にいう一五日の起算点として、A社の破産管財人XのYに対する否認権行使を認めている。なお、債権譲渡に対する債務者の異議なき承諾による對抗要件充足の場合については、別の理論でこれに対する譲渡人の破産管財人による否認権行使が否定されている。すなわち、最判昭和四〇年三月九日民集一九巻三五二頁が「對抗要件充足行為も、元来、破産法七二条の規定による否認の対象となり得べき行為といえるであろうが、その特殊の性質にかんがみ、破産法は、同法七二条の特則として、對抗要件の否認に關し、とくに同法七四条の規定を設けたものと解するのが相当である。したがって、同条により否認しうる對抗

要件充足行為も破産者の行為またはこれと同視すべきものにかざり、破産者がその債権を譲渡した場合における当該債務者の承諾は同条による否認の対象とはならないといふべきものであり」と判示している。

(215) 卷之内茂「債権非典型担保の実務上の問題点——集合債権譲渡担保を中心に——」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL三一(一九九五年)一七三頁。

(216) 池辺他・前掲(注21)二二頁以下に掲載されている集合債権譲渡担保契約書式例に、このような規定があり、同書式例から予約完結型に限らず本契約型においてもこのような補充事由が規定されていることがわかる。

(217) 東京高判昭和四七年九月四日金商三四三三〇一八頁はこの予約完結型の事例である。ただし、この判決では、予約完結権行使に基づく債権譲渡が詐害行為にあたることとされている。

(218) 霜島甲一『倒産法体系』(勁草書房・一九九三年)三三三頁。

(219) ただし、本稿第二章で述べたとおり、アメリカにおいても譲渡人とアカウント債務者との契約において抗弁放棄条項を規定することは実際問題として困難である。

(220) なぜなら債権者が銀行の場合には既に不動産担保を債権保全の為に取得している割合が他の者を債権者とする場合と比較して高いためである。

(221) 事案については、本稿第一章(注18)参照。

(222) 池辺吉博他「座談会・集合債権譲渡担保の実務的検討(上)」Ogata & Iwami八八号(一九九七年)(本稿第一章(注8)七頁)。

(223) このような例に関する各学説の紹介として、椿寿夫「新しい集合債権担保論の基礎」椿寿夫「債権譲渡の研究」(有斐閣・一九八九年)一六四頁。

(224) 池辺他・前掲(注22)一〇頁。

(225) 池辺他・前掲(注22)八頁。

(226) 例えば、我妻栄『新訂債権総論(民法講義IV)』(有斐閣・一九六四年)(本稿第一章注14)五二四頁、同「譲渡禁止特約ある債権の差押」同『民法研究V』(有斐閣・一九六八年)一八八頁、横田秀雄『債権総論』(清水書店・一九一六年)七五七頁、柚木馨『判例債権法総論(補訂版)』(有斐閣・一九七一年)三五二頁、米倉明「債権譲渡の禁止」奥田昌道他編『民法学四』(有斐閣・一九七六年)二七九頁など。

(227) 杉之原舜一「判例民事法(五)大正一四年度」(有斐閣・一九二七年)三四事件一五五頁、前田達明『口述債権総論(第三版)』(成文堂・一九九三年)四〇〇頁、秦光昭「東京高判平成五年二月二五日評釈」金法一三六八号(一九九三年)二三頁、清原泰司「最判平成九年六月一日判例評釈」判例時報一六三四号(一九九八年)一八

六頁（判例評論四七二号二四頁）など。

(228) 最判昭和五二年三月一七日民集三二卷二号三〇八頁参照。

(229) なお、債権的効力説に立てば、譲渡禁止特約付債権の譲渡であっても、当事者間においては譲渡が有効であり、ただ、当該譲渡禁止特約の存在について悪意であるかまたは譲渡禁止特約の存在を知らないことにつき重過失ある者に対して債務者の抗弁権が生ずる、とされる。

(230) 最判昭和四八年七月一九日民集二七卷七号八二三頁。

(231) 我妻・前掲書（注226）五二四頁。

(232) 我妻・前掲書（注226）五二四頁。

(233) 前掲（注207）参照。

(234) 事案は、一方の譲受人が紙コップ等の紙製品を日本国内において製造、販売することを目的とする株式会社、もう一方の譲受人が日用品雑貨等の販売を業とする株式会社であり、譲渡人が譲受人他から雑貨類を仕入れてこれを大手スーパーマーケットを中心とする顧客に販売することを業とする株式会社であって、第三債務者である西友ストアー及びその各店舗に対する売掛債権が前者に対して譲渡人への事業資金融資のための担保として譲渡されたというものである。

(235) 米倉明『債権譲渡—禁止特約の第三者効—』（学陽書房・一九七六年）。

(236) 米倉・前掲書（注235）六〇頁。

(237) 米倉・前掲書（注235）六〇頁。

(238) 岡部眞純「リース契約の意義」吉原省三・岡部眞純編『判例リース・クレジット取引法』（金融財政事情研究会・一九八六年）二頁。

(239) 岡部・前掲（注238）二頁以下。

(240) 若干古い資料ではあるが、森住祐治「企業におけるリース利用の実態—リース需要動向調査の結果から—」NBL二七八号（一九八三年）四〇頁によれば、この調査が対象としたリース利用企業七三四社のリース物件利用割合は、一般事務計算機四一・三パーセント、自動車一六・一パーセント、産業機械一一・二パーセント、商業設備一〇・二パーセントとなっている。

(241) 大田實「リース会社の資金調達と担保提供の実務—リース債権の譲渡担保をめぐって—」NBL二九一号（一九八三年）七頁。

(242) 武田龍夫「投資者保護により、リース・クレジット産業の資産流動化市場の健全は発展を図る 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年六月五日公布 法律第七七号）」時の法令一四八八号（一九九三年）七頁。

(243) 太田・前掲（注241）六頁。ちなみに特償法公布直後の一九九三年現在、リース・クレジット業における資金調達率の九〇パーセント以上が直接金融手段である金融機関からの借入に依存している（武田龍夫・前掲（注242）七

頁。

(244) 太田・前掲(注241)七頁。

(245) 椿寿夫「銀行貸付における債権保全方法の特殊性」椿寿夫『債権譲渡の研究』(有斐閣・一九八九年)八五頁。

(246) 斎藤一彦「指名債権の譲渡担保をめぐる諸問題」金融法務事情一三八七号(一九九四年)六頁は、リース会社及びクレジット会社の双方について、不動産等の物的資産が乏しいことから、これらが有するリース債権及びクレジット債権を担保提供することによって資金調達を図ろうとする場合があることを指摘する。

(247) 田中幸弘「金融機関の『小口債権』担当者のための特定債権流動化法入門(下)ーリース・クレジット債権による小口債権の基礎知識」手形研究五〇一号(一九九五年)(本稿第一章(注39))三二頁。

(248) 田中・前掲(注247)三二頁。

(249) なお、同様の問題はこれらの債権を集合債権譲渡担保の目的債権とする場合にも生ずるが、債権譲渡特例法が債権譲渡担保をも適用範囲とし、かつ、對抗要件具備方法として債権譲渡登記の制度を設けており、この場合については債権譲渡特例法によって解決し得る。

(250) 田中幸弘「特定債権法をめぐる最近の民法関係の問題ー第三者對抗要件の枠組みの問題を中心として」資産流動化研究一号(日本資産流動化研究所・一九九五年)(本

稿第一章(注37)九二頁。

(251) 特債法八条は、「特定事業者は、第六条(特定債権の譲渡に係る計画の確認に関する規定)の規定により確認を受けた計画に従って特定債権を譲渡した場合において、公告をしようとするときは、当該特定債権に関する次項であつて通商産業省令で定めたものについて記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない」と規定しており、施行規則第七条によれば、特定債権に関する書面には次のことを記載しなければならない

一 特定事業者の商号又は名称及び住所

二 特定債権譲渡受業者の商号又は名称及び住所

三 譲渡した特定債権に係る内容であつて、次に掲げるもの

イ 債務者の商号、氏名又は名称及び住所
ロ 契約番号又は会員番号
ハ その他上とした特定債権を特定するのに必要な事項

四 譲渡年月日

五 法第六条の規定による確認を受けた日及びその総額

六 公告年月日

(252) 田中・前掲(注251)九四頁。

(253) 田中・前掲(注251)九五頁。

(254) 巻之内茂『特定債権等に係る事業の規制に関する法律』その概説とスキーム上の問題」月間債権管理五七号(一

九九年第二章（本稿第一章（注35））一三頁。

(255) 法務省民事局参事官室・第四課編『Q&A債権譲渡特例法』（商事法務研究会・一九九八年）（本稿第一章（注41））六頁。

(256) 久保井一匡「譲渡担保の取得・管理をめぐる問題点」加藤一郎・林良平編『担保法体系第四卷』（金融財政事情研究会・一九八五年）三三六頁。なお同論文はつづけて「このような場合であっても」あくまでその金融機関がみずから融資した金が流れていった先に対して有する債権についてののみ優先権が与えられてしかるべきであり、他の金融機関の融資した資金にもとづいて、または債務者が自己資金に基づいてその取引先に融資をしている場合、これについてまで優先権を与えることは行き過ぎである」と指摘している。

(257) 伊藤進「ファイナンス・リース契約の性質」同『リース・賃借契約論』（信山社・一九九七年）一頁。

(258) 伊藤・前掲（注257）一頁。

(259) 伊藤・前掲（注257）九頁。

(260) 伊藤・前掲（注257）一二頁以下。なお、四つの裁判例の類型とは、リース契約を①賃借的にみるもの②実質金融とみるもの③賃貸借と実質金融の両側面を併有するもの④賃貸借と金融と割賦販売の性格をもつもの、である（同論文一一頁）。

(261) 伊藤進「ファイナンス・リース契約の成立の発効」同

『リース・賃借権論』（信山社・一九九七年）四四頁。ただし、サプライヤーとユーザーとの間に原則として契約関係が存在しないためにサプライヤーとユーザーとの間でリース物件の使用・収益、減失、毀損などをめぐる紛争の解決が困難となつているとの指摘も存在する（塩崎勤「ユーザーとサプライヤーの関係」吉原省三・岡部眞純「判例リース・クレジット取引法」（金融財政事情研究会・一九八六年）五〇頁）。

(262) 伊藤・前掲（注261）四三頁。また、リース取引全体の流れについては、森住祐治「リース取引の申込み・成約から納入までの契約実務と法的意義」加藤一郎・椿寿夫編『リース取引法講座（下）』（金融財政事情研究会・一九八六年）八四頁以下参照。

(263) 林正孝「クレジット販売（販売信用）の意義」吉原省三・岡部眞純『判例リース・クレジット取引法』（金融財政事情研究会・一九八六年）三二四頁。

(264) 前田庸「現代における消費者信用」加藤一郎・竹内昭夫編『消費者法講座5 消費者信用』（日本評論社・一九八五年）一頁。

(265) 社団法人日本クレジット産業協会編『日本の消費者信用統計96年版』（社団法人日本クレジット産業協会・一九九六年）七七頁。なお同書一一頁の定義に依れば、「提

携ローン」とは「特定の業者が行う消費者信用への商品の販売又はサービスの提供を条件として、その対価の全部又は一部に相当する金額を消費者が金融機関から借り入れる際に、その債務の連帯保証をして、当該金額を当該業者に公布し、当該金額を還付方式により消費者から受領して金融機関に返還するもの」であり、「消費者ローン」とは「貸金業の規制等に関する法律第二条で規定する金銭の貸付及び銀行、信託銀行、長期信用銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、国民金融公庫、労働金庫、農林中央金庫、農・漁業協同組合、保険会社が行う消費者に対する金銭の貸付で、定期預金担保貸付を除いたもの」であり、「割賦購入斡旋」とは「特定の業者が行う消費者への商品販売又はサービスの提供を条件として、その対価の全部又は一部に相当する金額を当該業者に交付し、当該金額を割賦方式により受領すること」をいう。

(266) 沢野直紀「クレジット・カード」加藤一郎・竹内昭夫編『消費者法講座5 消費者信用』（日本評論社・一九八五年）一〇頁。

(267) 岩滝敏昭「クレジット契約と約款」吉原省三・岡部眞純「判例リース・クレジット取引法」（金融財政事情研究会・一九八六年）三三八頁以下に、約款の内容及び社團法人日本クレジット産業協会が作成した自社割賦販売の標準約款とモデル書面（昭和五九年一月作成）が掲載

されている。

(268) なお、割賦販売法の適用を受ける取引は同法第二条によれば、割賦販売、ローン提携販売、割賦購入あっせん、前払式取引、前払式割賦販売の五種類のうち指定商品に関する契約であり、この指定商品は同条第四項の定義によれば「定型的な条件で販売するのに適する商品であつて政令で定めるものをいう」。

(269) 割賦販売法第四条の三。

(270) 割賦販売法三〇条の四及び同法三〇条の五。

(271) ここで検討対象とする診療報酬債権も、いわゆる自由診療に基づくものを除く診療報酬債権である。

(272) 東京高判昭和四三年九月二〇日判時五四〇号四二頁はこのように解していた。

(273) 前掲（注272）東京高裁判決の上告審である最判昭和四八年一月二〇日民集二七卷一一号一五四九頁。

(274) 民集二七卷一一号一五九八頁。

(275) 伊藤進「将来の診療報酬債権の譲渡性」判例評論二四七号（一九七九年）二二頁。

(276) この判決は、前掲（注273）の最高裁判決の差戻後控訴審（東京高判昭和五〇年一月一五日判時八〇五号七二頁）の上告審である。

(277) 参考として、金法一四八〇号六二頁以下に掲載されている。

- (278) 岩城謙二「将来の集合債権の譲渡 大阪高裁平成八年一月二六日判決」法令ニュース五八七号（一九九六年）二二頁。
- (279) 前川尚美「現代地方財政講座6 国民健康保険」（ぎょうせい・一九八五年）一二六頁。
- (280) 前川・前掲（注279）一二九頁。
- (281) 前川・前掲（注279）一二七頁。
- (282) 河合弘之「病院・医院の倒産の実状と『病院更生法』の立法の必要性について」ジュリスト八五八号（一九八六年）六六頁。
- (283) 寺上泰昭「貸家人との融資取引と実務上の留意点」金融法務事情一三六九号（一九九三年）三七頁。
- (284) 賃借人に対して譲渡が通知された事案として例えば東京高判平成九年二月二〇日判時一六〇五号四九頁及び最判平成一〇年二月一〇日判時一六二八号三頁、賃借人による承諾がされた事案として、最判平成一〇年一月三〇日民集五二巻一号一頁。
- (285) 寺上・前掲（注283）三九頁。
- (286) ただし、ビルの賃貸に関して賃借人がかなりの規模の株式会社のような法人である場合に、ビルの需給関係からむしろ賃借人が経済的に優位な立場に立つ場合があり得ることが指摘されている（石田喜久夫「ビルの賃貸借——大阪における調査を中心にして」同『不動産賃貸借の

研究』（成文堂・一九八〇年）一八八頁及び一九〇頁参照）。

(287) 幾代通・広中俊雄編『新版注釈民法（15）債権（6）（増補版）』（有斐閣・一九九六年）一八九頁（幾代執筆分）。

(288) 幾代・広中編・前掲書（注287）一九〇頁。

(289) 最判昭和四六年十二月三日判時六五五号二八頁。

(290) 幾代・広中編・前掲書（注287）一九二頁。

(291) 幾代・広中編・前掲書（注287）一九二頁。

第四章 おわりに——まとめと今後の課題

最後に、集合債権譲渡担保と本稿で示した類型化論との関係について述べておく。

まず、第一類型の集合債権譲渡担保すなわち継続的売買に基づく売掛債権の集合債権譲渡担保が、今後最も注目されるものであると思われる。この場合の集合債権譲渡担保に対する需要は、例えばベンチャービジネスの創業時のように事業成功の可能性があり、かつ資金調達を必要としている事業主に対する融資の際に有用であるとの指摘が存在する⁽²⁹²⁾ことから明らかとな

り、債務者にとつても有用なものである。

第二類型では、リース債権及びクレジット債権について論じたが、これらの債権の流動化及び担保化の要請が高いことは、特償法の立法過程における状況に明らかなところである。特償法に基づくこれらの債権の流動化の総額が年を追う毎に増加していることから、このような要請が現在なお非常に高いことを窺い知ることができるといえよう。しかし、クレジット債権に関しては、流動化及び担保化の仕組の中で個々の債権が小口であることから、個々の債権の譲渡を否定することを当該仕組のリスクとしてもクレジット債権の流動化及び担保化自体に対する影響が少ないこと、他方で個々の第三債務者にとつてのクレジット債権は多額である場合も考えられることから、消費者保護を考慮に入れて第三債務者から譲受人への抗弁の主張を広く認めるべきであるとの視点に立つて考察を進めた。

第三類型の診療報酬の集合債権譲渡担保化については、債権発生契約である診療契約が医療行為という特殊なものであることから、流動化及び担保化には馴染みにくいものであるといえ、この類型における裁判例の立場を集合債権譲渡担保一般に推し及ばさないよう配慮すべきであることを指摘した。

第四類型の賃料債権の集合債権譲渡担保化については、第三

債務者が借家人であることが念頭におかれなければならないことを指摘した。しかし、例えばテナント契約などの場合には、個々の債権額が大きく賃料債権が担保目的物として有用であることも事実である。また、近時注目されているのは、バブル崩壊に伴う不動産価格自体の下落を背景にした賃貸目的不動産の抵当権者による抵当権に基づく賃料債権に対する物上代位権行使という現象である。この賃貸目的不動産の抵当権者による抵当権に基づく物上代位と賃料債権の譲渡の競合については、これに関する裁判例が相次いで出されており、現在においてはこの場合の賃料債権の譲渡が抵当権を害するためにされたと判断し得る場合が多いといえるが、賃料債権が担保目的物として有用であるということも事実であるから、詐欺的ではないものについては今後これを認める方向で検討されるべきであると思われる。

以上集合債権譲渡担保について、主として第三債務者保護の観点から考察を行った。その際、適用範囲が非常に広範なUCC第九編を参考とし、類型によってはUCCの立法過程において重要視された担保取引促進という価値観をも加味して考察を行ってきた。アメリカと比較して、我国における集合債権譲渡担保の現状は必要以上にその利用を妨げるものであると思われる

ることから、このような現状から生じていると思われる問題点を指摘する一方で、我国において集合債権譲渡担保が促進された場合に生じるであろう問題点を検討する素材として第三債務者に着目した。類型毎に明らかにされた問題点は、担保化における担保価値の評価にも資するのではないかと考える。また、各類型における債権が担保化を促進すべきものであるのか、それとも第三債務者の保護が前面に押し出されるべきものであるのかについて、検討を行い、その際、UCC制定過程に産業界が影響を及ぼしたことを念頭において、社会全体の中で誰が担保化によって利益を受けるのか、という視点も加味して考察を試みた。

しかし、近年この担保取引促進という価値観及びその前提となる担保取引の有用性についてはアメリカにおいて「法と経済学」論者を中心とする理論的議論があり、この議論の結論いかんによつては、本稿において行つてきた、保護されるべき第三債務者の利益と担保権者である譲受人が有する利益との関係についての検討は変更を迫られるかも知れず、従つて、各類型毎の利益状況に関するより詳細な検討が必要であることは勿論、集合債権譲渡担保一般、更には担保制度の意義それ自体について、その有用性を様々な角度から今後検討する必要性があると

も思われる。

（第四章注）
 (292) 池辺他・前掲（注222）一一頁（須磨発言）。売掛債権の流動化が、ベンチャー企業の資金調達において重要性であることを説くものとして、深浦厚之「債権流動化の経済学」（日本評論社・一九九七年）四一頁。

(293) 沖野真己、「約定担保物権の意義と権能」UCC第9編の『効率性』に関する議論の素描」学習院大学 法学会雑誌三四卷一号（一九九八年）七五頁（本稿第二章（注61）参照。